



国税庁 レポート 2025

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



国税庁

納税者の皆様へ

国税庁は、納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を果たすため、国税庁は、納税手続等の利便性向上に努めるとともに、適正かつ公平な課税・徴収の実現に向けた取組を進めています。

近年、グローバル化やデジタル化が急速に進展するなど、経済社会全体が大きな構造転換期を迎える中で、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした経済社会の変化に的確に対応するため、国税庁としては、日々進化を続けるデジタル技術の積極的な活用を図る「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」を推進しています。

この「税務行政のDX」は3つの側面(①納税者の利便性向上、②課税・徴収事務の高度化等、③事業者のデジタル化促進)から取り組んでいます。

まず、①納税者の利便性向上の面では、納税者の方々が税に関する様々な手続をスマホなどの日常使い慣れた機器で済ませることができる環境の整備を進めています。現在では、所得税の確定申告の際、約4人に3人の方がe-Taxを利用されるようになり、申告のためにわざわざ確定申告会場においでになる方の数は大幅に減りました。今後とも、多くの皆様にデジタル機器を用いた便利な手続を是非ご利用いただきたいと思います。

②課税・徴収事務の高度化等としては、簡易な誤りの自発的な見直しを促す行政指導や効果的な調査・徴収事務を推進する基盤として、データやオンラインツールの積極的な活用を進めています。これからも納税者の皆様の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な脱税・滞納事案等に対しては組織を挙げて厳正な調査や滞納処分等を行うなど、適正かつ公平な課税・徴収の実現を目指していきます。

③事業者のデジタル化促進は、税務を起点とした社会全体のDX推進の観点から進めているものです。事業者が行う会計・経理等の様々な業務をデジタル化すれば、単純誤りを防いで正確性が向上するほか、業務の効率化で生産性が向上することも期待されます。このため国税庁としては、関係省庁とも連携しながら、事業者のデジタル化促進に向けた様々な周知・広報に取り組んでいます。

こうした課税や徴収の仕事以外に、酒類業の健全な発達も、国税庁の果たすべき重要な任務の一つです。昨年12月には、日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。大阪・関西万博の開催もあり、これからも多数のインバウンドが来日する見込みである中、国税庁としては、こうした機会も最大限に活かしながら、酒類業の活性化や日本産酒類の輸出促進に向けて積極的に取り組んでいきます。

この「国税庁レポート2025」は、上記のようなデジタル技術の活用や酒類業の振興をはじめとする国税庁の様々な取組について、図や写真などを交えつつ分かりやすく紹介したものです。税務行政に対する皆様のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和7(2025)年6月

国税庁長官

奥達雄

CONTENTS

納税者の皆様へ 1

I 国税庁について 5

- | | | | |
|---------------------------|---|------------------------|----|
| 1 国税庁の組織理念 | 5 | (5) 税理士業務の適正な運営の確保 | 8 |
| 2 税務行政の運営の考え方 | 7 | (6) 実績評価(政策評価)と税務行政の改善 | 8 |
| (1) 納税者サービスの充実 | 7 | 3 国税組織の概要 | 9 |
| (2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実 | 7 | (1) 国の収入と税 | 9 |
| (3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済 | 8 | (2) 国税庁の予算 | 9 |
| (4) 酒類行政の適正な運営 | 8 | (3) 国税庁の機構・定員 | 10 |

II 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 11

- | | | | |
|------------------|----|--|----|
| 1 納税者の利便性の向上 | 11 | 3 事業者のデジタル化促進 | 12 |
| 2 課税・徴収の効率化・高度化等 | 11 | コラム1 取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及に向けて | 13 |

III 納税者サービスの充実と行政効率化 14

- | | | | |
|------------------------|----|-----------------------|----|
| 1 e-Tax(国税電子申告・納税システム) | 14 | 7 内部事務のセンター化 | 23 |
| コラム2 e-Taxの利便性向上 | 15 | 8 情報提供等 | 24 |
| 2 確定申告 | 16 | (1) 国税庁ホームページ | 24 |
| (1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進 | 16 | (2) 租税教育 | 26 |
| (2) 多様な納税者ニーズへの対応 | 17 | (3) 講演会 | 28 |
| 3 キャッシュレス納付の推進 | 18 | (4) 説明会 | 28 |
| 4 マイナンバー制度への取組 | 20 | (5) 税務相談 | 28 |
| (1) マイナンバー制度の概要 | 20 | (6) 事前照会 | 30 |
| (2) マイナンバー制度への対応 | 20 | コラム3 令和6年能登半島地震への対応 | 30 |
| 5 行政サービスのデジタル化の推進 | 22 | 9 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組 | 31 |
| 6 情報の厳正な管理 | 23 | 10 関係民間団体との連携・協調 | 32 |

IV 適正・公平な課税・徴収 34

- | | | | |
|-------------------------|----|----------------------------------|----|
| 1 適正・公平な課税の推進 | 34 | (4) 公売の実施 | 41 |
| (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 | 34 | (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理 | 42 |
| (2) 調査以外の手法の活用 | 36 | 3 消費税不正還付への対応 | 42 |
| (3) 資料情報 | 37 | (1) 消費税還付申告税額の現状 | 42 |
| (4) 査察 | 37 | (2) 消費税不正還付に対する取組 | 42 |
| 2 確実な税金の納付 | 39 | コラム4 輸出品物販売場制度の見直し(リファンド方式への見直し) | 45 |
| (1) 自主納付態勢の確立 | 39 | 4 国際的な取引への対応 | 45 |
| (2) 滞納の整理促進への取組 | 39 | (1) 国際的な租税回避等に対する取組 | 46 |
| (3) 集中電話催告センター室 | 41 | | |

(2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	51	(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー	53
5 各国税務当局との協力	52	(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力	53
(1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力	52		

V 権利救済 54

(1) 再調査の請求	55	(3) 訴訟	55
(2) 審査請求	55	(4) 権利救済の状況	56

VI 酒類行政 57

1 酒類業界の状況	57	コラム5 ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」	60
(1) 国内市場の状況	57	(3) 技術支援	60
(2) 日本産酒類の輸出の状況	58	(4) 中小企業対策	60
2 国税庁の取組	58	(5) 酒類の公正な取引環境の整備	61
(1) 海外市場の開拓(輸出促進)	58	(6) 社会的要請への対応	61
(2) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知広報に関する取組	59		

VII 税理士業務の適正な運営の確保 62

1 税理士の業務と役割	62	(2) 書面添付制度の推進	63
2 税理士会等との連絡協調	62	3 税理士等に対する指導監督の的確な実施	63
(1) 税理士の業務のデジタル化	62		

VIII 実績評価(政策評価)の実施 64

(1) 実績評価の目的	64	(3) 実績目標等の評価方法・評価結果	64
(2) 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系	64		

IX 資料編 66

○ 租税収入・予算	66	○ 滞納状況	68
○ 申告・課税状況	66	○ 査察	68
○ 調査状況	67	○ 権利救済	69
○ 国際課税	68	○ 税務相談	69

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁について

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)と524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の組織理念

国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

また、国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。



国税庁

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として 目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

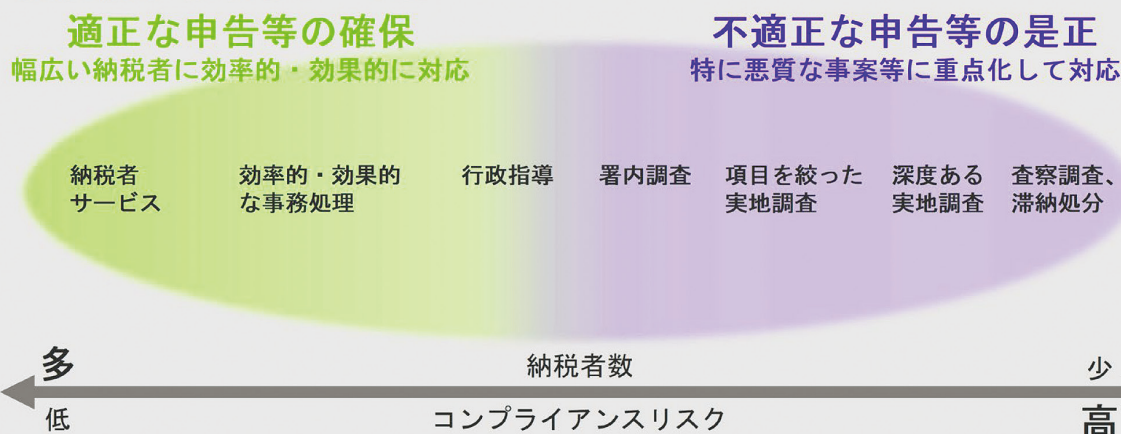
使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。
不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

2 税務行政の運営の考え方

税務行政が複雑・困難化する中で、国税庁が前述した使命と任務を的確に果たすためには、①幅広い納税者に対する文書・電話等による行政指導等の簡易な接触や納税者サービスの充実等を通じた「適正な申告等の確保」と、②特に悪質な納税者に対する厳正な調査や滞納処分を通じた「不適正な申告等の是正」を、税務行政における２つの柱とし、デジタル技術を活用しつつ、納税者のコンプライアンスリスク等を踏まえた効率的・効果的な事務運営を行うことが重要であると考えています。

■ 税務行政における2つの柱



このため、国税庁では、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- e-Tax(国税電子申告・納税システム)、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やキャッシュレス納付など、デジタル技術を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。

(2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務の簡素化・効率化に向けて、デジタル技術を用いるなどして、事務処理手順を不断に見直すとともに、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 行政文書・情報管理の徹底に取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働き掛けるなど、協力的手法の取組を通じて、自発的な適正申告の推進を図ります。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒類行政の適正な運営

- 酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組めます。
- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示（GI）の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や安全性の確保等に取り組めます。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況等の実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合には、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応えるため、20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知の徹底や酒類容器のリサイクル等のための取組の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 実績評価（政策評価）と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組めます。

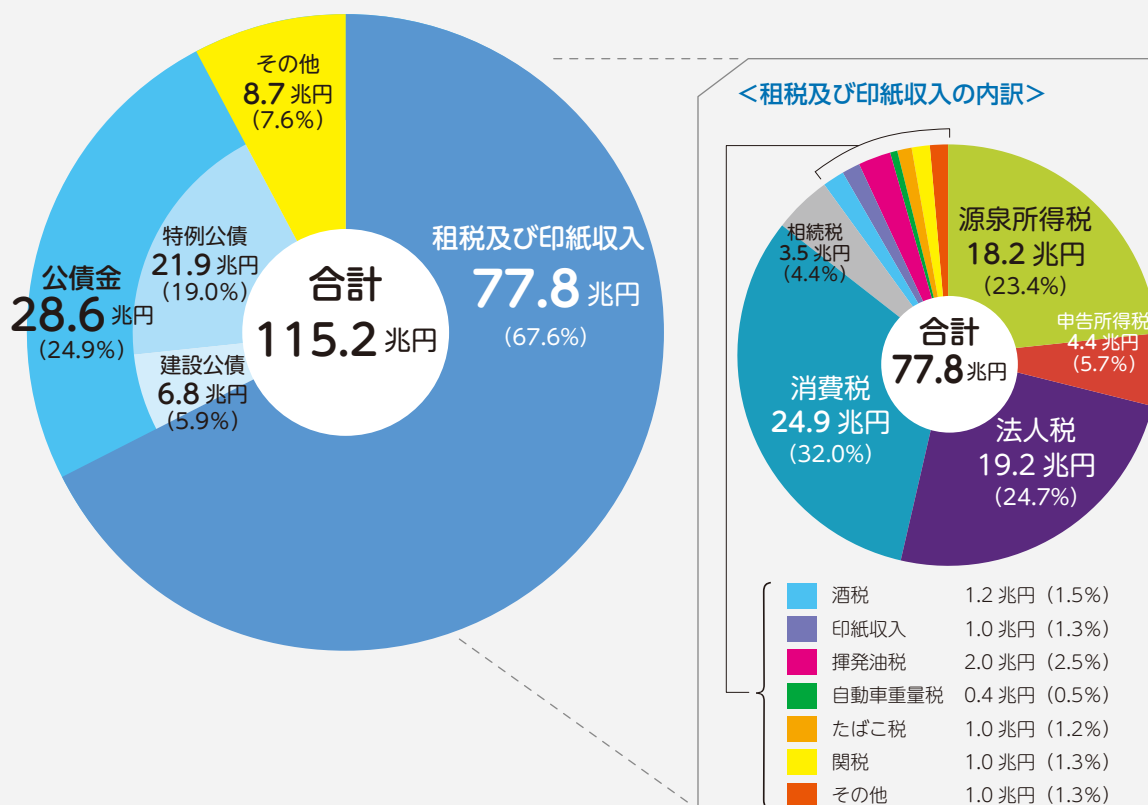
3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

令和7(2025)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間115兆1,978億円です。そのうち77兆8,190億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約9割を占めています。

■ 国の収入(令和7(2025)年度一般会計歳入(当初予算))



※1 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

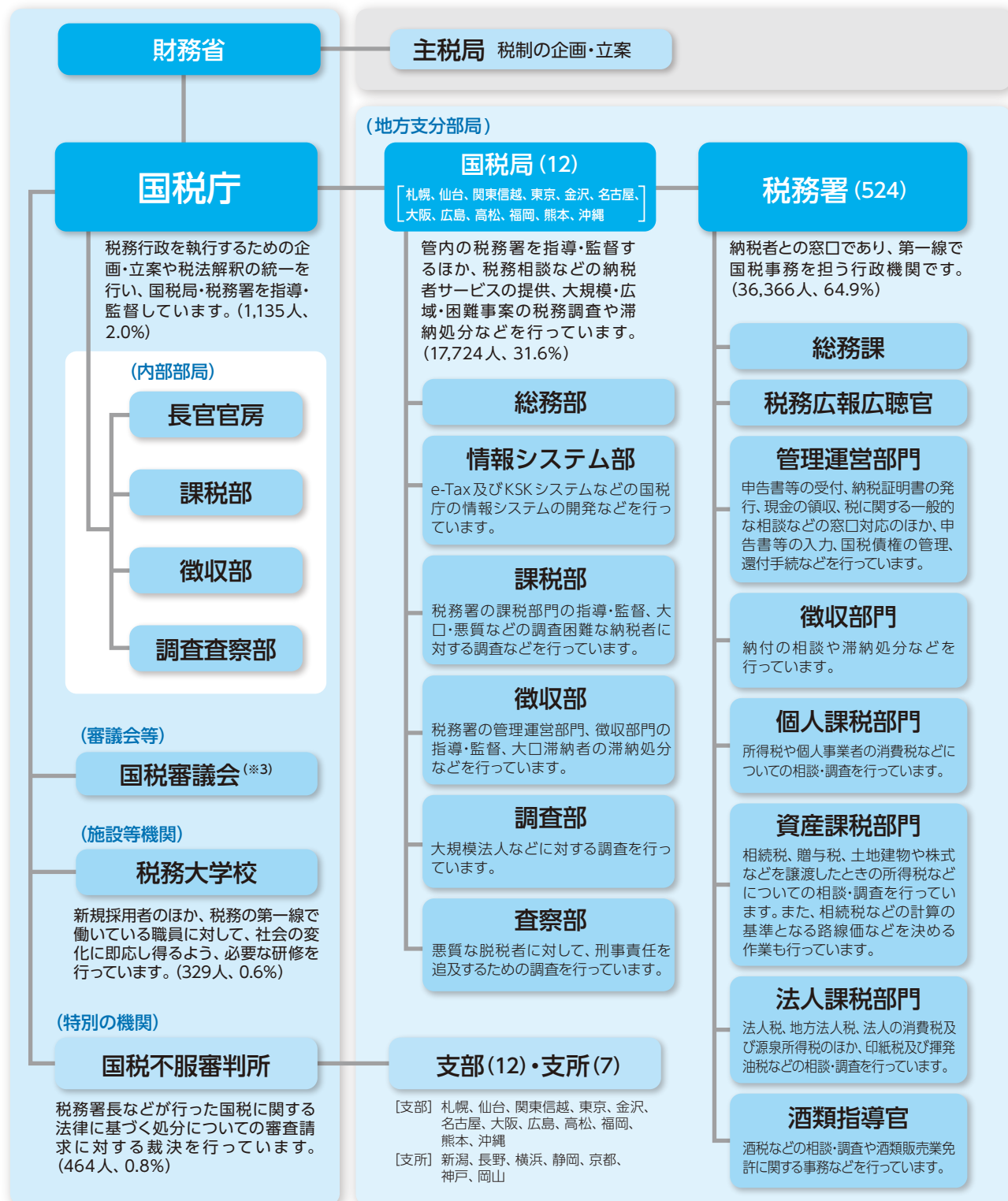
※3 国の支出については、財務省ホームページ「[これからの日本のために財政を考える](#)」をご覧ください。

(2) 国税庁の予算

令和7(2025)年度の国税庁関係当初予算額は6,360億円で、人件費は5,566億円、一般経費は794億円です。

(3) 国税庁の機構・定員

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。また、国税庁の令和7（2025）年度の定員は56,018人となっています。^{（※1、2）}



※1 各部署の人数、%は、令和7（2025）年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合（端数処理）を示しています。

※2 税務署の定員36,366人には、障害者雇用の推進のための定員220人（0.4%）が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士等の懲戒処分等、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

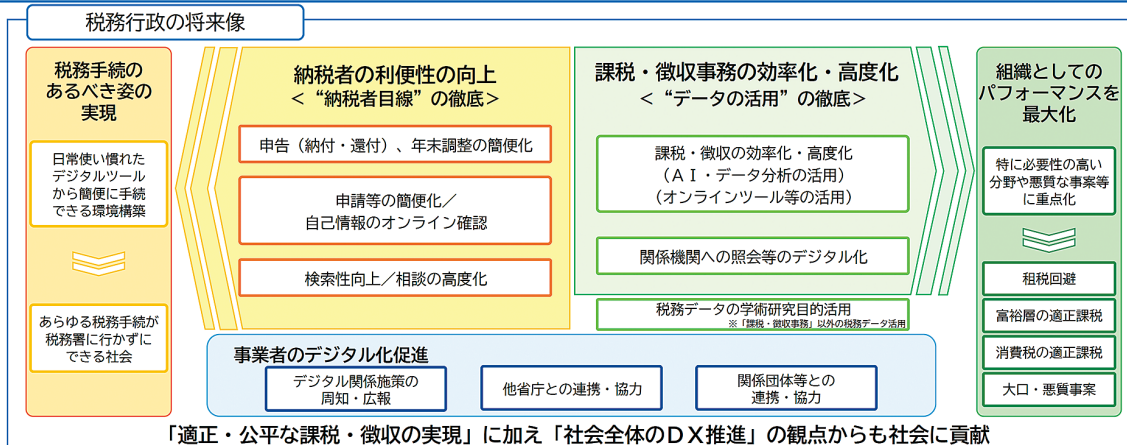
国税庁では、令和5（2023）年6月に「[税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー](#)」を策定し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」を3本の柱として、税務行政のDXを更に前に進めていくこととしています。



税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
ー税務行政の将来像2023ー

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

1 納税者の利便性の向上

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

具体的には、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指して、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大など申告・申請等の手続の簡便化や、デジタルを活用した検索性の向上・相談の高度化等に取り組んでいます。

※ 具体的な取組状況については、「Ⅲ 納税者サービスの充実と行政効率化」をご参照ください。

2 課税・徴収の効率化・高度化等

データは、知恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、業務改革（BPR）にも取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大しています。

なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めており、令和4（2022）年4月から国税庁の保有する税務データを利用して、税務大学校職員と外部の研究者が共同で、税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を開始したほか、令和7（2025）年4からは、研究者の利便性向上のため、申告情報に匿名化処理を行ったデータの提供を開始しています。

※ 具体的な取組状況については、「Ⅳ 適正・公平な課税・徴収」をご参照ください。

3 事業者のデジタル化促進

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つです。

事業者が日頃行う会計・経理等の様々な業務がデジタル化されることで、業務の効率化による生産性の向上や、単純誤りの防止による正確性の向上につながることが期待されます。

また、日々の業務がデジタル化されることにより、結果として税務手続のデジタル化につながることも期待されますので、国税庁では、クラウド会計ソフトやデジタルインボイス（Peppol¹）の周知広報など、事業者の業務のデジタル化に向けた活動にも取り組んでいます。



事業者のデジタル化促進

■ Web-TAX-TV「経理業務のDX～ご存じですか？ Peppolインボイス～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、「クラウド会計ソフト」や「Peppolインボイス」の導入・活用について分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

1 Peppol (Pan European Public Procurement Online) とは、請求書（インボイス）などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際標準規格です。

コラム
1

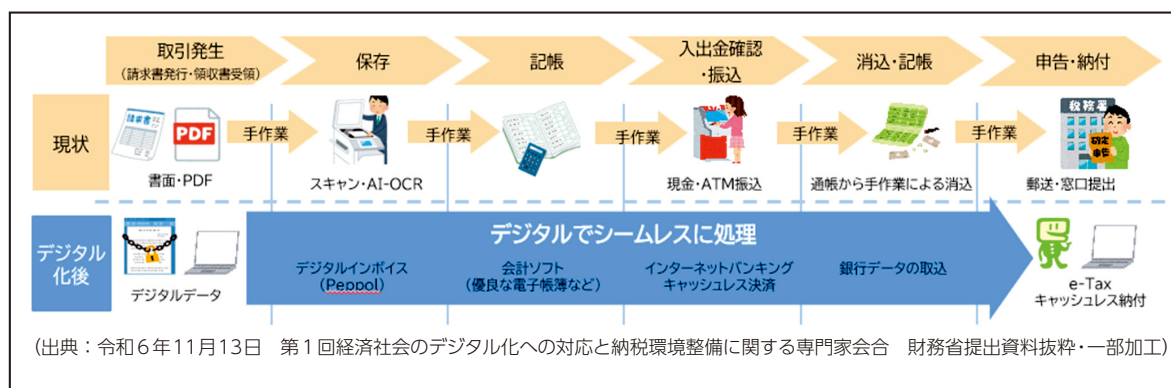
取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及に向けて

令和7年度税制改正において電子帳簿保存法が改正され、請求や決済の取引情報(電子取引データ)が変更等されず保存されるとともに、仕訳もデータ連携により記録されるような会計ソフトを使用して、一定の要件を満たし電子取引データの送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関する申告漏れ等については重加算税の加重措置の対象から除くなどの措置が講じられています。また、青色申告特別控除65万円を適用するための要件の一つとして追加されています。

こうした周知広報を含め、国税庁では「デジタルシームレス」*の普及に向けて引き続き積極的な取組を進めます。



令和7年度税制改正による
電子帳簿等保存制度の見直しの概要



※ 「デジタルシームレス」とは、人の手を介さないデジタルインボイス (Peppol) の活用等を通じて、請求や決済など取引段階の業務もデジタルで処理し、そのデータを記帳や税務申告にも活用するなど一貫してデジタル処理を行うことをいいます。

～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

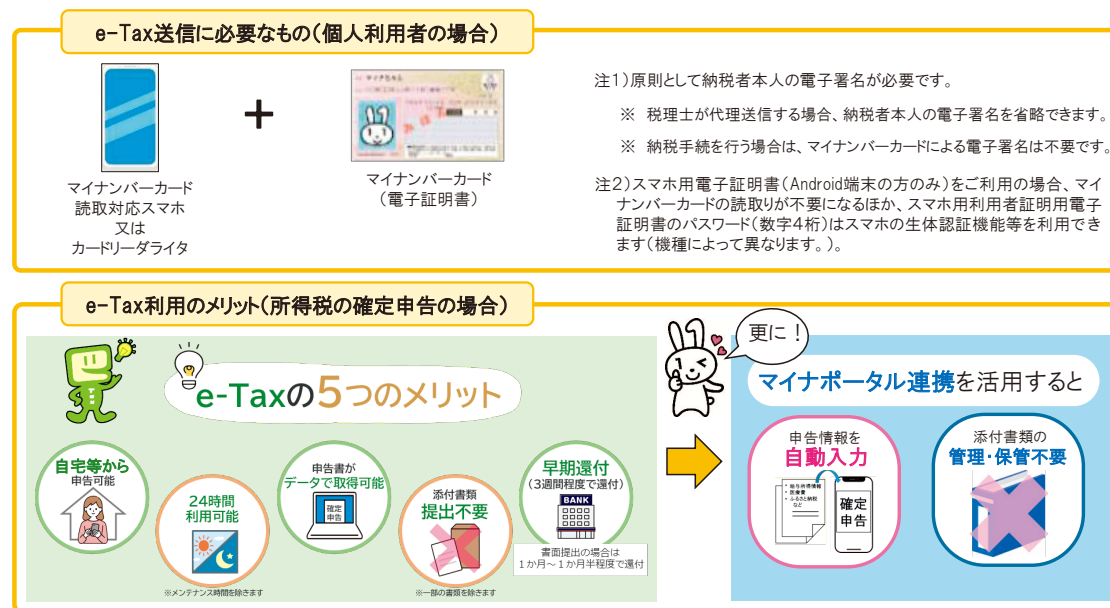
1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの利用拡大に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続をオンラインで行うことができます。

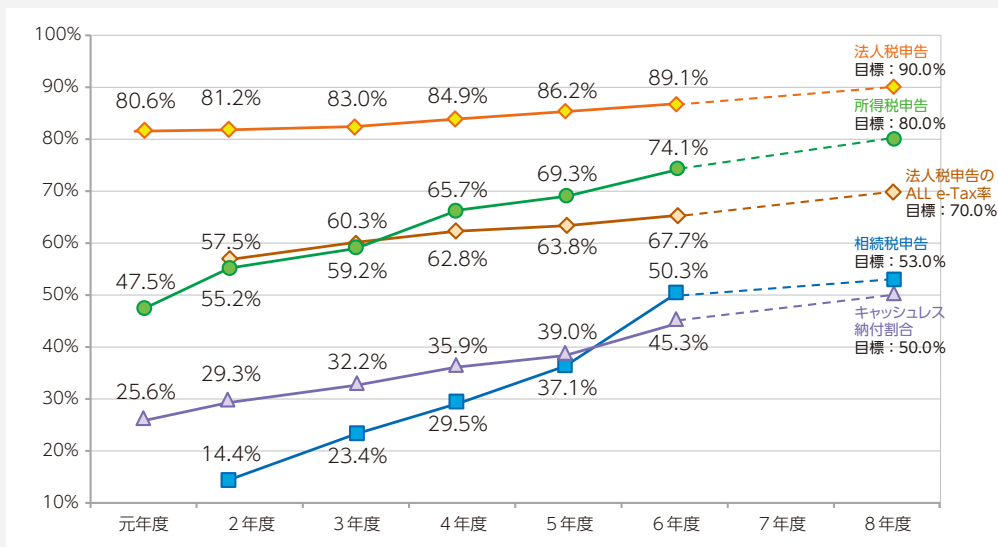
e-Taxの利用拡大に向け、利便性を高める各種施策を強力に推進しており（コラム2 参照）、オンライン利用率は順調に増加しています。

■ e-Taxの概要



■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



※1 令和6(2024)年度の各計数は速報値です。なお、確定値は、令和7(2025)年10月頃にe-Taxホームページで公表予定です。

※2 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。

※3 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

※4 法人税申告のALL e-Tax率とは、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合です。



e-Taxホームページ
「e-Tax の利用状況等について」

コラム
2

e-Taxの利便性向上

1 マイページの充実

e-Taxの「マイページ」において、相続税申告書を作成する際に必要となる過去の贈与税申告事績(e-Taxで提出した申告に限ります。)を確認できるようになりました。【令和7(2025)年1月実施】

また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者の「マイページ」を参照できるようになりました。【令和7(2025)年5月実施】

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ「マイページからe-Taxで提出した『贈与税申告書』が確認できるようになりました。」



e-Taxホームページ「税理士の方が関与先納税者のマイページ情報を参照できるようになりました。」

マイページ

本人情報設定

- 基本情報 >
- メールアドレス >
- 本人確認/情報取得希望 >
- 還付・納税関係 >
- 税理士への情報共有 >
- その他の登録情報 >

TAX 各税目に関する情報

- 所得税関係 >
- 消費税関係 >
- 贈与税関係 >
- NISA >

< TOPへ

マイページ(個人)の画面イメージ

2 添付書類等のスキャナ読み取り等の要件の見直し

添付書類等をイメージデータ(PDF形式)により提出する場合、これまではカラー階調(いわゆる、フルカラー)によりスキャナ読み取り等を行う必要があり、ファイルサイズが大きくなる傾向がありましたが、令和7年度税制改正に伴い、フルカラーに加えて、白黒階調(いわゆる、グレースケール)によるスキャナ読み取り等も認められることとなりました。【令和7(2025)年4月1日適用】

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ「添付書類等のスキャナ読み取り等の要件の見直しについて」

2 確定申告

～ 所得税の申告人員は2,339万人。半数以上は還付申告 ～

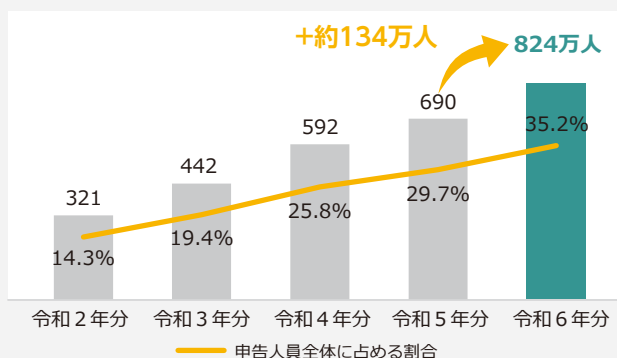
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和6（2024）年分の所得税の確定申告書の提出人員は2,339万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告の提出人員は、1,353万人を超え、半数以上を占めています。

(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和6（2024）年分の確定申告では、納税者ご自身による自宅からのe-Taxをされた方が824万人と、前年分である令和5（2023）年分から134万人増加しました。

■ 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和6年分確定申告人員		万人
		2,339
自宅等からのe-Tax		1,329
納税者本人による送信		824
スマートフォン等		408
税理士による代理送信		505
確定申告会場からのe-Tax		239
地方公共団体会場からのe-Tax		164

～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

なお、マイナポータルと連携することで、給与、公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に金額等を自動入力することができます。

マイナポータル連携については、「Ⅲ 4 マイナンバー制度への取組」をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」においては、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供しています。

また、令和7（2025）年1月から、e-Taxでもスマホ用電子証明書の利用が可能となりました。

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取ることなく、申告書の作成・e-Tax送信を行うことができます。

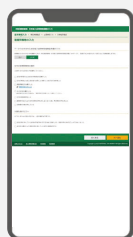
※1 AndroidTMにのみ対応しています。iOSについては、令和7（2025）年分の確定申告に向けて順次対応予定です。

※2 Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。

※3 スマホ用電子証明書の詳細は、[デジタル庁のホームページ](#)をご覧ください。

例：住宅ローン控除の入力画面

Before（～令和6年12月） After（令和7年1月～）



＼ 読取不要 ＼



利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの生体
認証機能を利用可能に！

～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和6（2024）年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて770万人で、平成27（2015）年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方は263万人と、前年分である令和5（2023）年分の321万人から減少し、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、770万人のうち、約408万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 入場整理券による確定申告会場の混雑緩和 ～

確定申告期間中は、確定申告会場への入場に「入場整理券」を配付することで確定申告会場の混雑緩和を図っています。

入場整理券は各会場で当日配付するほか、オンラインによる事前発行も可能です。

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談を平日以外にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の特定の日曜日に一部の税務署を対象として申告書の受付や申告相談などを実施しています。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めています。

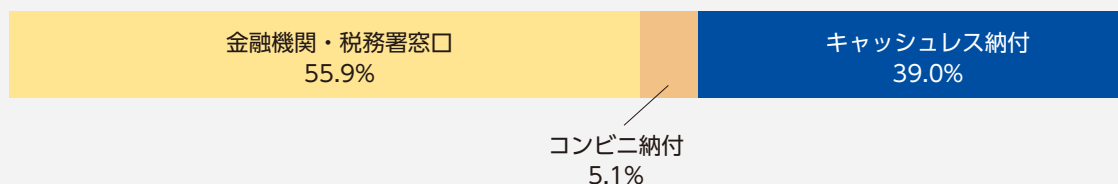
3 キャッシュレス納付の推進

～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約6割が金融機関・税務署の窓口やコンビニで行われています。国税庁では、納税者の利便性向上、業務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和8(2026)年度までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和5(2023)年度実績(件数ベース)



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。



キャッシュレス納付による納付手段

振替納税 【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する手続です。e-Taxにより振替依頼書を提出していただくか、税務署又は金融機関に振替依頼書を書面で提出していただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替) 【全税目で利用可能】

e-Taxを利用して申告などをした後に、簡単な操作で、事前に届出をした預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録を完了している方がご利用いただけます。e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う方に便利な手続となっています。なお、e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、各申告手続の法定納期限当日(法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うこともできます。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【全税目で利用可能】

インターネットバンキング口座やATMから納付する手続です。
ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行っていただく必要があります。

クレジットカード納付 【全税目で利用可能】

専用サイト(国税クレジットカードお支払サイト)を経由し、クレジットカードを利用して納付する手続です。

- ※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。
- ※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

スマホアプリ納付 【全税目で利用可能】

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。

- ※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
- ※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(参考)キャッシュレス納付以外の納付手段

コンビニ納付 【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署が発行するバーコード付納付書で納付する方法

- ※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
- ※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

現金納付 【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署で納付する手続です。

4 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラです。

マイナンバー制度の概要については
デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁
ホームページ



マイナちゃん

イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

(2) マイナンバー制度への対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

国税庁では、確定申告におけるマイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進し、国税庁ホームページに特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)を掲載するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



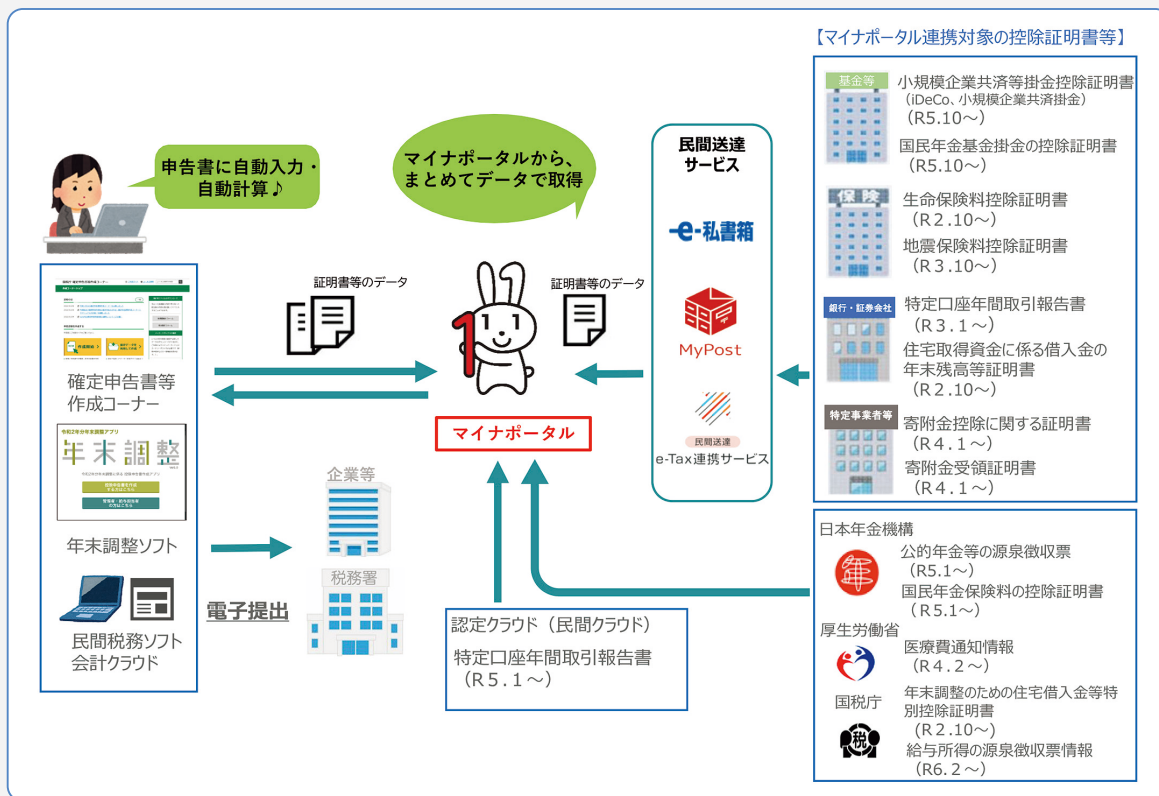
マイナンバー制度の
特設サイト

～ 納税者利便の向上 ～

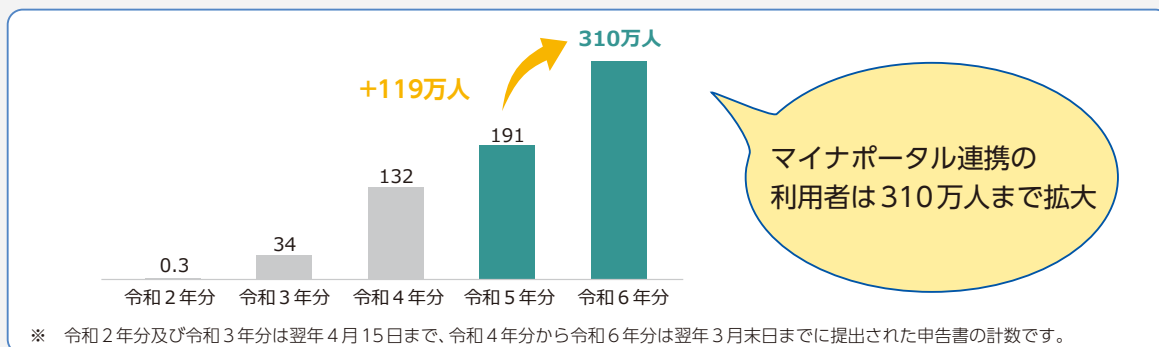
令和2(2020)年分の年末調整・確定申告からより簡単に手続を行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータル¹を通じて一括取得し、各種申告書へ自動入力する機能(マイナポータル連携)が開始されています。自動入力の対象となるデータは、順次拡大しており、給与所得の源泉徴収票情報が連携の対象となるなど、さらに便利になっています。

¹ マイナポータルとは、行政手続のオンライン窓口で、自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報を確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



■ マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移



～ 法人番号の付番機関としての対応 ～

国税庁は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号又は名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「法人番号」の基本3情報を「[国税庁法人番号公表サイト](#)」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。



国税庁法人番号
公表サイト

1 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組みのことです。

5 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

令和5(2023)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に沿って、国税庁においても、国税に関する手続のデジタル化や納税者の視点でUI/UXの改善に取り組むほか、情報セキュリティの確保や業務・システムの効率化・合理化に取り組んでいます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際的標準規格に準拠したISMS²適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムです。

システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年9月の本格導入に向けて、次世代システム(KSK2)の開発を進めています。

KSK2については、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)
- ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)

といったことを開発コンセプトとしています。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

6 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 内部事務のセンター化

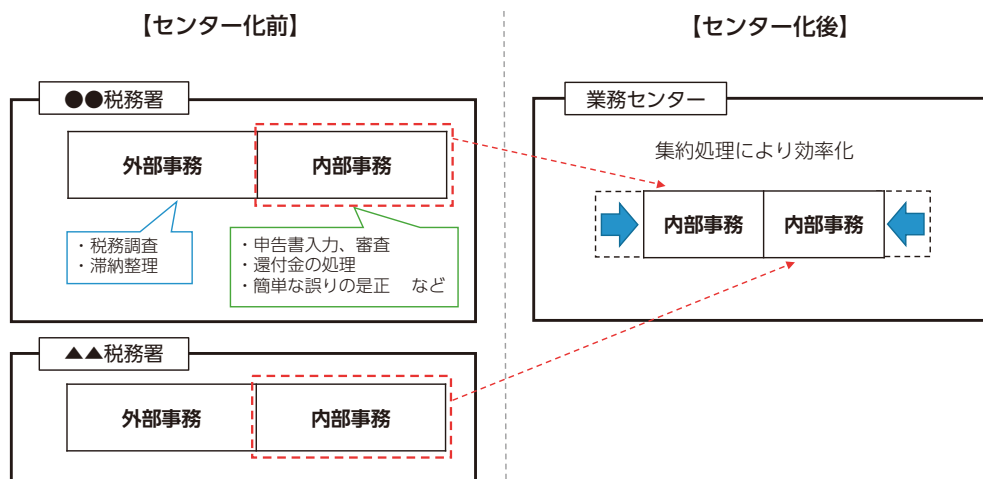
国税庁では、令和3（2021）年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（申告書の入力処理、照会文書の発送等）を専担化した組織（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

業務センターで内部事務を集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指すとともに、効率化によって生まれた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

順次、対象となる税務署を拡大しながら、令和8（2026）年には、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施することを予定しています。

内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、業務センターから納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

各国税局における「内部事務のセンター化」の実施状況など、詳しくは、国税庁ホームページの「[税務署の内部事務のセンター化について](#)」をご覧ください。



税務署の内部事務の
センター化について

8 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、[国税庁ホームページ](#)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについては、国税庁ホームページや税務署、市町村に設置したパンフレットなどで情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様に日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ 探しやすい、誰もが利用できるコンテンツの提供 ～

国税庁ホームページでは、必要な情報に容易にアクセスできるよう、分野別メニューを設けるなど、探しやすいコンテンツの提供に努めています。

また、障害の有無、年齢、利用環境等にかかわらず、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮したコンテンツを提供するように努めています。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和7(2025)年6月現在のものです。

The screenshot shows the NTA homepage with the following numbered callouts:

- 1** Search bar at the top right.
- 2** Navigation menu at the top.
- 3** Main navigation menu.
- 4** Emergency notice section.
- 5** Featured banner for the NTA Adoption Information Special Site.
- 6** Chatbot icon on the right side.
- 7** Latest news section.
- 8** Tax office search section.
- 9** Category menu section.
- 10** Social media links section.
- 11** Footer section with contact information and links.

1 サイト内検索

キーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ

視覚・聴覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション

情報の種類を分類して表示

4 緊急のお知らせ

災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 バナー

特に注目してほしい情報のバナーを表示

6 注目ワード

注目してほしい情報に関するワードを表示

7 新着情報

更新情報を一覧で表示

8 税務署を検索

郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 分野別メニュー

利用者の目的や区分別にアクセス件数の多いページを表示

10 SNS等

国税庁の情報発信ツールを集約して表示

11 サイトマップ

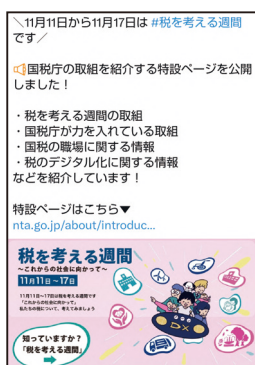
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

SNSによる情報発信

国税庁では、納税者の皆様に税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、国税庁ホームページに掲載している情報を中心に、次のSNSを活用して情報発信を行っています。

● X(旧Twitter) @NTA_Japan(フォロワー数約173千人)^{※1}

国税庁ホームページの
新着情報や報道発表
のほか、国税局・税務署
における各地の広報イ
ベント、採用関係に関
する情報などを発信し
ています。



● LINE @kokuzei(友だち数約6,036千人)^{※1}

国税庁ホームページの
各種ページへのリンクを
メニュー画面として表示
しているほか、利用者が
登録したセグメント別の
情報をタイムリーに発信
しています。



● YouTube @ntachannel(チャンネル登録者数約254千人)^{※1}

確定申告や年末調
整等に関する解説動
画、国税局・税務署に
おける各地の広報イ
ベントの様態などを
発信して
います。



● Instagram @kokuzei_saiyo(フォロワー数約600人)^{※1}

国税職員に関する
業務説明会の開催情
報など、採用に関す
る様々な情報を発信し
ています。



※1 フォロワー数、友だち登録者数、チャンネル登録者数は、令和7(2025)年6月2日時点の情報を表示しています。

※2 画像はイメージです。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣、税に関する作文の募集、教育関係者等を対象とした研修会等を行っています。

また、新しい学習指導要領やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

このほか、児童・生徒等が自ら租税について学習できるコンテンツを国税庁ホームページ「[税の学習コーナー](#)」に掲載しているほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しています。



税の学習コーナー



タックス☆スペースUENO



租税教室の様子

■ 租税教室等への講師派遣状況

年度	令和5	令和6
職員	9,720人	9,708人
職員以外	33,721人	35,187人
合計	43,441人	44,895人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

年度	令和5	令和6
高校生	174,008編	178,159編
中学生	445,945編	435,572編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しており、令和6（2024）年度は「近代日本の税務行政と関係民間団体～税を支えるパートナー～」をテーマに、令和6（2024）年11月1日から令和7（2025）年10月31日まで近代日本の税務行政が様々な関係民間団体に支えられてきた背景と関係民間団体の変遷について説明・展示しています。

詳しくは、国税庁ホームページの[税務大学校租税史料コーナー](#)をご覧ください。



特別展示の風景



税務大学校
租税史料コーナー

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

年度	令和5	令和6
開催回数	1,326回	1,217回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

事務年度	令和4	令和5
開催回数	39,586回	32,974回
参加人員	846千人	708千人

(5) 税務相談

～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています。

～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「[税務相談チャットボット](#)」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に相談をすることができ、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。今後も、「所得税確定申告」、「消費税確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」に対応し、内容の充実を図るとともに、より便利に使いやすくなるよう改善していきます。

また、[タックスアンサー](#)では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自分の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

■ チャットボットへの質問件数

年度	令和4	令和5	令和6
所得税確定申告	616万件	949万件	987万件
消費税確定申告	7万件	91万件	32万件
インボイス制度	34万件		
年末調整	56万件	63万件	69万件
定額減税	—	—	165万件
合計	712万件	1,102万件	1,253万件

※1 令和6(2024)年2月1日から「消費税確定申告」と「インボイス制度」を統合して運用しているため、合計の件数を示しています。

※2 端数処理のため各項目の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

■ タックスアンサーへのアクセス件数

年度	令和4	令和5	令和6
アクセス件数	8,079万件	8,910万件	11,212万件

国税に関するご質問・
ご相談はチャットボット
やタックスアンサーを
是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

■ 電話相談センターの相談件数

年度	令和4	令和5	令和6
相談件数	489万件	538万件	581万件

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含みます。

～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、所轄の税務署において面接相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要がありますことから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などは、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会（事前照会）に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています（[文書回答事例](#)）。このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています（[質疑応答事例](#)）。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

年度	令和5	令和6
受付件数	157件	155件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

年度末	令和5	令和6
掲載件数	2,035件	2,060件



文書回答事例



質疑応答事例

コラム ③

令和6年能登半島地震への対応(令和7(2025)年3月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限の延長

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のうち石川県・富山県に納税地のある方を対象として、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じました。

その後、各地域の被災後の状況などを踏まえ、順次、期限延長措置を終了していますが、期限延長措置が終了した地域や石川県・富山県以外に納税地のある方であっても、今般の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に申請することにより、個別に期限の延長を受けることができます（個別指定）。引き続き、被災された納税者の個々の実情を踏まえながら丁寧な対応に努めてまいります。

2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）や義援金に関する税務上の取扱い等について、震災後速やかに、国税庁ホームページやX（旧Twitter）等を通じて周知・広報を行いました。

なお、被災された方々を支援するため、今般の地震により住宅や家財などに損害を受けた場合、納税者の選択により、令和5（2023）年分の所得税について雑損控除を適用できる特例等が措置されました。国税庁では、納税者がこうした特例措置を円滑に活用できるよう、[国税庁ホームページ](#)や地方自治体、関係団体等を通じて、その内容や手続等の周知・広報を行ったほか、雑損控除等に関する相談会等を実施しました。



令和6年能登半島地震に関するお知らせ

3 酒類業者に対する支援

被災した酒類業者に対する支援のため、被災状況や酒類業者のニーズを踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の特例措置等を実施したほか、酒蔵が数多く存在する能登地域をはじめとする、被災酒蔵等への技術支援を行っています。

（参考）被災自治体への協力

罹災証明書の発行などのため、金沢国税局から石川県内の被災市町へ職員を派遣しました。

9 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

令和5(2023)年10月から開始したインボイス制度(適格請求書等保存方式)¹については、事業者の方にインボイス制度を十分理解していただき、登録の要否の検討を含め、適切に制度への対応を進めていただくことが重要であることから、国税庁では、引き続き、事業者の方からの相談に丁寧に対応するなど、各種周知・広報等を実施しています。

◎ 制度の理解促進のための取組

- 各種説明会の開催や事業者団体等への講師派遣
- 全国の税務署に設置している専用相談窓口(インボイス等相談コーナー)、インボイスコールセンター等による相談対応
- 制度内容をシンプルに解説するコンテンツの充実
- インターネット広告による周知・広報
- ダイレクトメール(DM)等を活用したプッシュ型の周知・広報

「制度概要ページ」をより分かりやすくリニューアル



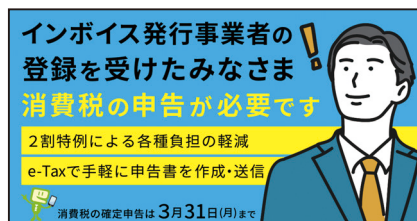
消費税の仕組みやインボイス制度を簡潔に説明する動画シリーズの公開



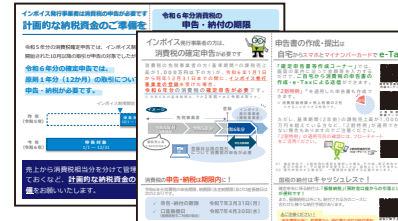
新たにインボイス発行事業者となる方向けのページの新設



SNS等で、消費税の確定申告や経過措置等について周知



インボイス発行事業者となった個人事業者向けに消費税の期限内申告・納付を案内するDMを送付



¹ インボイス制度の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス(適格請求書)」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 なお、令和7(2025)年3月31日時点でインボイスを交付することができる事業者数は、個人事業者約220万人、法人約241万人、合計約461万人となっています。

10 関係民間団体との連携・協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

【概要】

青色申告会は、「誠実な納税者としての権利義務の遂行、税務行政への要望、合理的な税制の確立」を目的として、青色申告を行う個人事業者を中心に結成された団体です。

【近年の活動状況】

個人事業者への記帳指導・確認、各種説明会の開催、経営支援、会計ソフト活用による複式簿記・青色申告・e-Taxの普及など、幅広い活動を行っています。

所得税の確定申告期間には、確定申告会場に設置している「青色コーナー」において、青色申告の普及に取り組んでいます。



あおいくん 登録商標第4755683号
（注）商標 登録商標第4755684号

青色申告会キャラクター
「あおいくん」



確定申告会場の青色コーナー

法人会

【概要】

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体です。

【近年の活動状況】

税制改正に関する提言、税の啓発に資する広報活動や租税教育、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」や「税に関する絵はがきコンクール」に係る活動などに取り組んでいます。活動を通じて適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献しています。



法人会キャラクター
「けんた」



税制改正に関する提言活動

間税会

【概要】

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体であり、「消費税などの間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。

【近年の活動状況】

間税会は、税に関する啓蒙・広報活動の一環として、学生から大人までを対象として「税の標語」(国税庁後援)を広く募集・表彰する活動や世界の消費税率の図柄入りクリアファイルを作成・配布する活動などを行っています。

また、消費税の滞納を未然に防止するため、納税資金の準備、振替納税やダイレクト納付の推進などに取り組む消費税完納運動を行っています。



間税会キャラクター
「かんちゃん・しょうちゃん」



令和6年度 税の標語表彰式

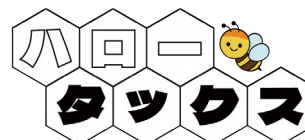
納税貯蓄組合

【概要】

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。

【近年の活動状況】

納税貯蓄組合では、「納貯の日」(毎年4月10日)を中心に、税の期限内完納運動の推進をはじめ、国税及び地方税のキャッシュレス納付推進などの活動に取り組んでいます。また、次世代を担う中学生の「税についての作文」を事業の柱としており、これらの事業を通じて「税と出会う」という意味から「ハロータックス」の愛称で活動しています。



愛称「ハロータックス」のロゴ



令和6年5月30日(木)に開催した
「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」の様子

納税協会

【概要】

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献すること」を目的として、法人・個人を問わず、様々な業種の方が加入されている大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

【近年の活動状況】

税に関連した各種説明会の開催や税理士会と連携した税務相談の実施等による「税」に関するトータルアドバイス、パソコン会計教室や実務講座の開講等の人材育成のサポート、各界著名人による講演会の開催や各部会活動を通じた異業種との情報交換の場の提供のほか、次代を担う児童・生徒に対する租税教育や税の広報活動など、多岐に渡る活動を行っています。



納税協会キャラクター
「のうちゃん」



タブレット端末を活用したICT租税教室の取組

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、納税者側の負担にも配慮しつつ、限られた人員等をバランスよく配分し、申告内容や調査事績など様々なデータを分析しながら、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話等による簡易な接触も実施するなど、適正・公平な課税の推進に努めております。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	令和3	令和4	令和5
申告所得税		31	46	48
法人税		41	62	59
消費税		57	87	84
相続税		6	8	9

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	令和3	令和4	令和5
申告所得税		804	1,015	1,066
法人税		1,438	1,868	2,102
消費税		1,110	1,693	1,454
相続税		560	669	735

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

～ データ活用 of 取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、還付金の支払を保留した上で、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認するなど、不正還付防止に努めています。

また、輸出品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 実在しない外国法人に対する輸出販売を装うことで、架空の免税売上げ及び課税仕入れを計上していた事実を把握
- 国内に居住する外国人への国内売上げについて、偽造した輸出申告書を用いて、免税売上げを計上していた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)によって得た情報を効果的に活用して実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

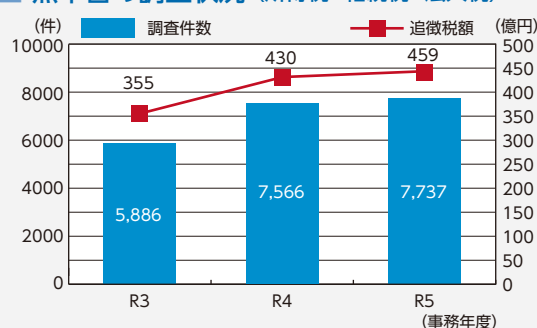
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- CRS情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請を実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等を申告していなかった事実を把握
- 国外送金等調書を活用し、海外のアフィリエイト収入に係る所得税申告をしていなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施します。

■ 無申告の調査状況 (所得税・相続税・法人税)



◎ 無申告の調査事例

- ライブ配信により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税が無申告であった事実を把握
- スマホゲームの開発により得た多額の利益について認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握
- 被相続人の預金から引き出した多額の現金について、相続税の申告が必要であることを認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動への対応については、適正申告のための環境作りとして、税務手続や課税上の取扱いを国税庁ホームページで発信しているほか、業界団体や仲介事業者などを通じた利用者(納税者)への適正申告の呼びかけを行っております。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や調査を行っています。

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づき法令面の検討を十分に行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、業務に当たってデータを積極的に活用するほか実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる納税者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される納税者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組 ～ 国税局幹部と経営責任者等の意見交換などを実施 ～

大企業に対する税務調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務CG」といいます。）の状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行うなど、その充実にに向けた働き掛けを行っています。

大企業の税務CGの充実に促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図っています。

この取組により、国税庁では、税務CGの状況を各企業の税務リスク判定に活用することが可能となり、企業側では、不適切な税務処理の発生リスクを軽減させることなどが期待されます。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](#)」をご覧ください。



各事業年度の
取組状況等



税務CGの充実に
向けた取組

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進 ～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

申告書作成前後で誤りが生じやすい事項について、表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](#)」に掲載しています。

申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査や、申告書提出前の自主点検に活用することにより、申告誤りの未然防止が期待されます。



「申告書の自主点検
と税務上の自主監
査」に関する情報

● 移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置

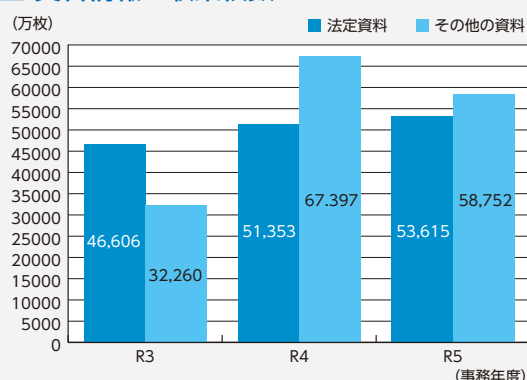
大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、国税局に「[移転価格税制に関する相談窓口](#)」を試行的に設置し、移転価格税制に係る一般的質疑のほか、個別の国外関連取引などの具体的な相談に対して、適用関係に関する当局の考え方や留意点を回答しています。

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・指導に活用しています。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和6(2024)年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、

- ・ 高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた消費税の不正受還付事案
- ・ 海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案

などを告発しました。

■ 査察広報用パンフレット



税に関する講演会や租税教育に活用するなど、広報にも積極的に取り組んでいます。

◎ 令和6(2024)年度の告発事例

- 脱税指南者が、複数の給与所得者を勧誘した上で、架空の事業所得の損失を計上して給与所得と損益通算することにより、給与所得に係る源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南し、これらの者の所得税を免れさせていた事案
- 動画配信によるサイト運営会社からの使用料収入やネットショップでの商品販売収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた事案

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和4年度	145件	139件	103件	12,760百万円 (10,019百万円)	92百万円 (97百万円)
令和5年度	154件	151件	101件	11,980百万円 (8,931百万円)	79百万円 (88百万円)
令和6年度	151件	150件	98件	11,270百万円 (8,230百万円)	75百万円 (84百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和4年度	内2 61件	内2 61件	100.0%	内1 3人	47百万円	13.6月	12百万円
令和5年度	内5 83件	内5 83件	100.0%	内2 9人	58百万円	15.6月	15百万円
令和6年度	内13 99件	内13 99件	100.0%	内7 13人	59百万円	15.7月	15百万円

※1 表中の内書は、他の犯罪との併合事件を示しています。

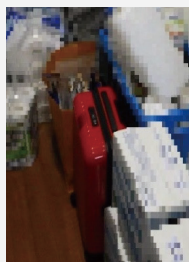
※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和6(2024)年度中に判決が出された事例

実際には輸出業務を行っていないにもかかわらず、輸出免税制度を悪用し、架空の輸出免税売上げ及び架空の課税仕入れを計上することで、不正に消費税の還付を受けた者に懲役2年6月の実刑判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

室内に置かれたスーツケースから現金を発見



■ Web-TAX-TV「脱税を見逃さない!～国税査察官の仕事～」



脱税者を摘発するために日々努力している国税査察官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。
是非ご覧ください。



【動画はこちら】

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約85.1兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和5(2023)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約86.1兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約85.1兆円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、振替納税やダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)などの多様な納付手段を提供した上で、これらの納付手段や計画的な納付方法など、納税に関する様々な情報を国税庁ホームページ「[納税に関する総合案内](#)」に掲載するほか、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を積極的に実施しています。

また、計画的な納付を行っていただくため、ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を積極的にご利用いただけるよう努めています。

このほか、期限を過ぎて納付したことのある納税者には、あらかじめ電話や文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。



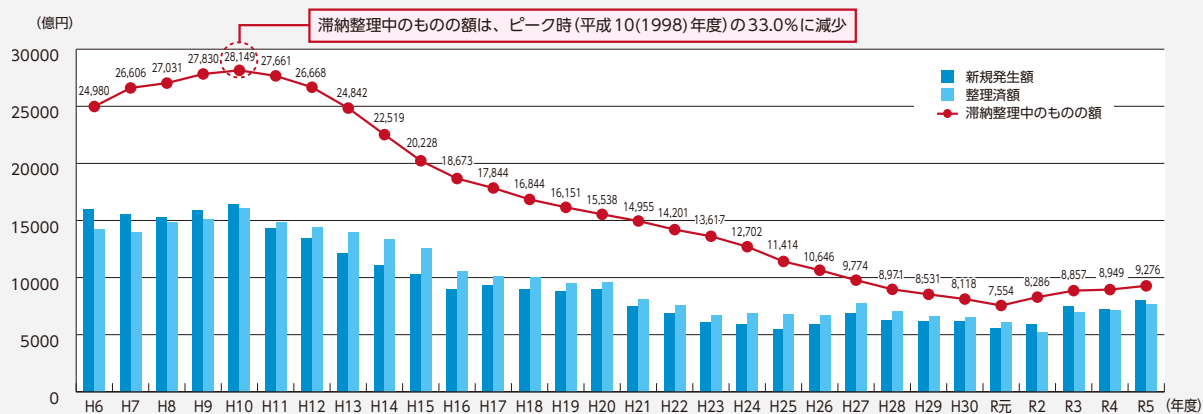
納税に関する総合案内

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の33.0%に ～

令和5(2023)年度末の滞納整理中のものの額は9,276億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約9千億円と依然として高水準

→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まず、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。

一方、分割納付を約束したにもかかわらず不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や、財産の差押え及び公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

◎ 令和6（2024）年度告発事例

- 取引先からの入金を滞納会社の代表者妻名義の預金口座に振込入金させることにより、財産を隠蔽した事案を告発
- 滞納会社が所有していた自動車等を別法人へ不当に低額な対価で売却することにより、財産を国の不利益に処分した事案を告発

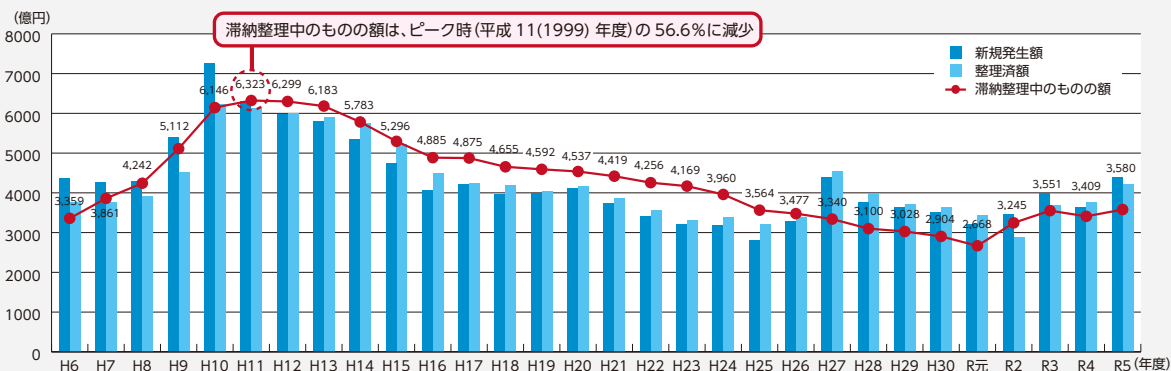
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

取引が複雑な事案や財産の移転を偽装している事案などの処理困難事案の滞納整理については、①広域担当との連携、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な十分な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

1 納税者が差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金、又はこれらの両方が科されます。
2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する財産に関する行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

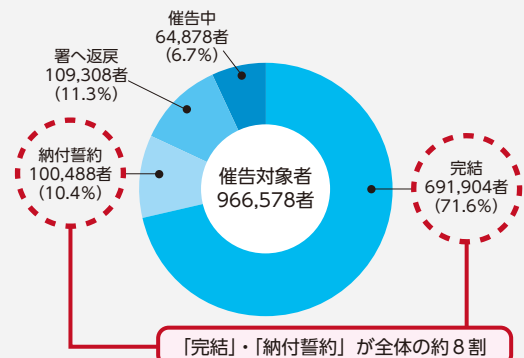
(3) 集中電話催告センター室

～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月末までの1年間で、催告対象約97万者のうち、約69万者（71.6%）が完結し、約10万者（10.4%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



※ 「署へ返戻」は、集中電話催告センター室から税務署へ所掌を変更した納税者数を示します。

(4) 公売の実施

～ 公売で約14,900物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月末までの1年間で、全国で214回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約14,900物件が売却され、その売却総額は約41億円となっています。

全国の国税局が公売する財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「[公売情報](#)」からご覧いただけます。

※1 入札手続は、「[公売情報](#)」からオンラインで行うこともできます。

※2 競り売りは、民間のオークションサイトにおいても実施しています。



公売情報

■ 令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月末までに公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約 4,944 万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書の OCR 処理（光学式文字認識処理）¹ や、振替納税・ダイレクト納付などの納付書を使用しない納付手段を導入し、事務作業の効率化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化し、効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 消費税不正還付への対応

～ 消費税制度に対する信頼を守っていくために ～

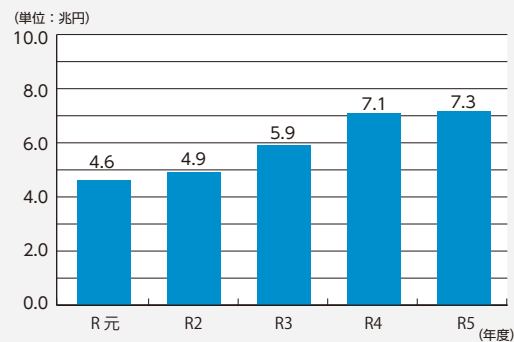
国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税の制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。このような消費税の不正還付事案は、消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであり、国税当局では重点課題と位置付けて対策に取り組んでいます。

(1) 消費税還付申告税額の現状

消費税還付申告税額は近年増加傾向が続いており、個人及び法人が提出した令和 5（2023）年度の消費税還付申告税額の合計額は 7 兆円を超えています。

■ 消費税還付申告税額の推移



(2) 消費税不正還付に対する取組

～ 不正な還付申告は見逃さない ～

消費税不正還付を抑止するには、不審な申告を見逃さない、悪質な納税者を放置しないことが重要です。

国税庁では、消費税制度を悪用した事例に対して、申告から行政指導・調査から徴収まで各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施（事例の分析・データ活用）、③組織体制の充実（専門部署の設置・拡充）、④広報活動を通じた未然防止の取組など、組織を挙げて取り組んでいます。

¹ 「OCR処理（光学式文字認識処理）」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

イ 還付審査の充実

消費税の還付申告の中には、不正還付事例以外にも、法令の適用誤りなどによるものも含まれています。そのため、国税当局としては、各種情報に照らして確認の必要がある場合は、還付金の支払を一旦保留し、必要な書類の提出をお願いしたり、実地調査を行うことで、還付申告の原因や還付税額の確認をしています。これらの結果、還付税額に誤りがあれば適切に是正する一方で、誤りがないと判断した場合には速やかに還付を行っています。

ロ 実地調査の充実

不正還付の手口は、時代の変化とともに複雑・巧妙化しています。国税庁では、必要なマンパワーを確保した上で、様々な資料の収集・分析を行い、必要な対象を見極め、厳正な調査を実施しています。その結果、令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月までに消費税還付申告者（個人・法人）に対して6,335件の実地調査を実施し、その追徴税額は、約405億円となっています。

また、特に悪質な不正受還付事案に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追及しています。

令和6（2024）年4月から令和7（2025）年3月までに、

- ・ 高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた事案
- ・ 不正加担者に実際の工事代金を水増しした内容虚偽の工事請負契約書及び請求書を作成させ、課税仕入れを過大に計上することで、不正に消費税の還付を受けようとした事案

などの不正受還付事案17件を告発しており、これらの事案で不正に還付を受け、又は受けようとした金額は、合計で3億400万円に上っています。

なお、査察調査により告発した事案のうち、令和6（2024）年4月から令和7（2025）年3月までに、一審判決が言い渡された不正受還付事案には全て有罪判決が出されており、そのうち最も重い実刑判決は、懲役2年6月でした（他の犯罪との併合事件を除く）。

■ 消費税不正受還付事案の告発件数及び不正受還付額

年度	令和4	令和5	令和6
告発件数	16件	16件	17件
不正受還付額	1,347百万円	454百万円	304百万円

※1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含みます。

※2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含みます。

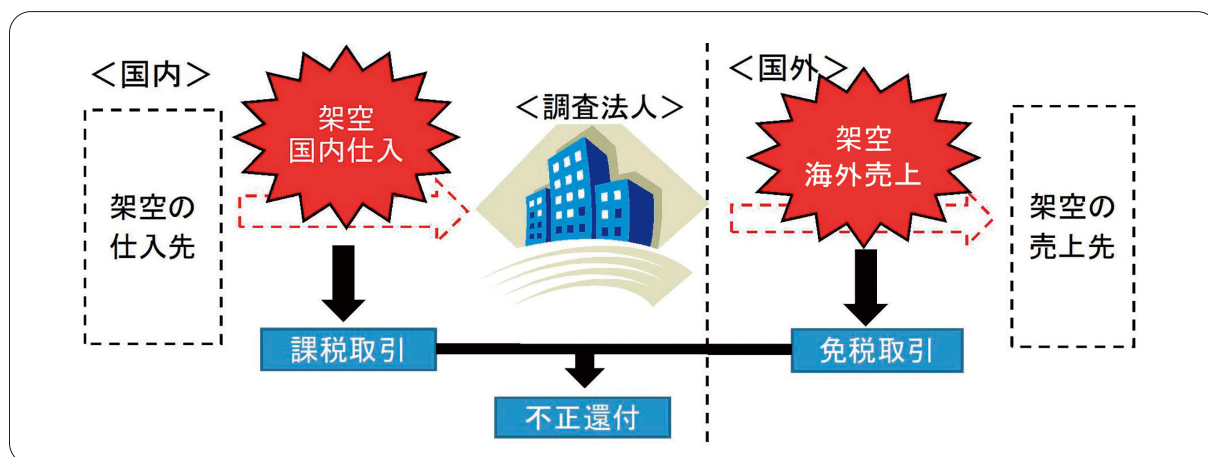
【参考】消費税不正還付の主な手口

～ 不正の手口は多種多様 ～

（イ）架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上する事例

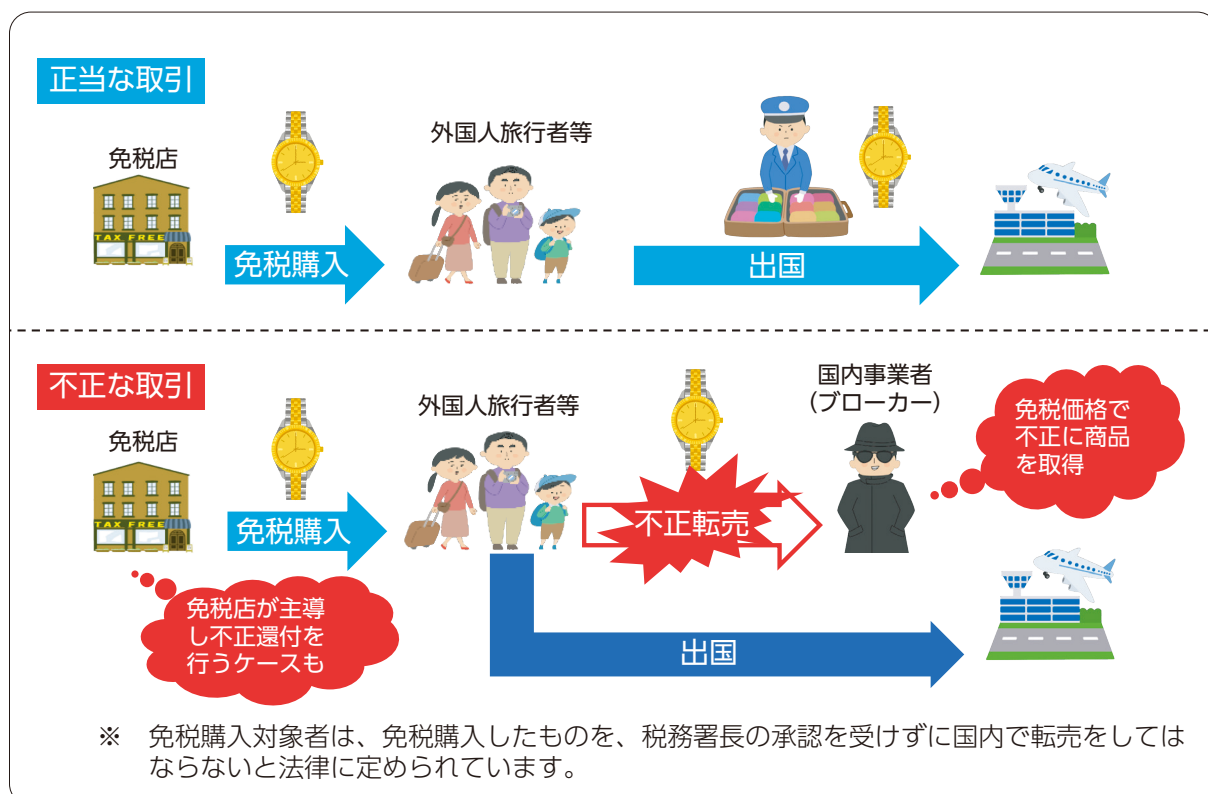
事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）した場合には、消費税が免除されます（免税取引）。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受け

ることができます。この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして不正に還付金を受けようとしていた事例が把握されています。



□ 免税購入物品の国内転売事例

免税店では、一定の外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます(輸出物品販売場制度)。この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者(ブローカー)等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得るなどの事例やこれを免税店が主導するといった悪質な事例が把握されています。



コラム
4

輸出物品販売場制度の見直し(リファンド方式への見直し)

多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者等を捕捉し即時徴収を試みても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、輸出物品販売場制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことの無い制度とするため、令和8(2026)年11月1日から、免税店において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の購入日から90日以内の出国時にその免税対象物品を持ち出すことが税関で確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に免税店を経営する事業者から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直しが行われます。

詳しくは、国税庁ホームページ内の「リファンド方式特設サイト」に掲載しているリーフレットやQ&Aをご参照ください。



リファンド方式特設サイト

ハ 組織体制の充実

消費税不正還付事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、積極的に調査を実施しています。また、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し還付審査や消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

さらに、税関との間で人事交流を行い、国税・税関双方の人材育成にも取り組んでいます。

二 広報活動を通じた未然防止

国税庁では、厳格な還付審査や調査・徴収を行いつつ、国税庁ホームページ内のインターネット番組「Web-TAX-TV」に「消費税の不正還付を許さない!」を日本語、英語、中国語の字幕付きで掲載するなど、広報・啓発活動に取り組み、不正還付の未然防止に努めています。

■ Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない!」

消費税の不正還付を許さない!



1件の消費税還付申告書の申告内容に疑問を抱いた国税調査官が税務調査に着手し、消費税不正還付を解明するまでを分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

【動画はこちら】



日本語版



英語字幕版



中国語字幕版

4 国際的な取引への対応

～国際的な租税回避への国民の関心の高まり～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々経済社会のグローバル化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違いを利用

して税負担を軽減するといった国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

(1) 国際的な租税回避等に対する取組

国税庁では、国際的な租税回避等に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国税務当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

イ 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避等に的確に対応しています。

(イ) 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

■ 国外送金等調書の提出枚数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
提出枚数(万枚)	722	692	655	659	726	790	832

(ロ) 国外財産調書

その年の12月31日において合計5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額

年分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
提出件数(件)	9,551	9,961	10,652	11,331	12,109	12,494	13,243
財産総額(億円)	36,672	39,014	42,585	49,654	56,364	57,222	64,897

(ハ) 財産債務調書

①その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

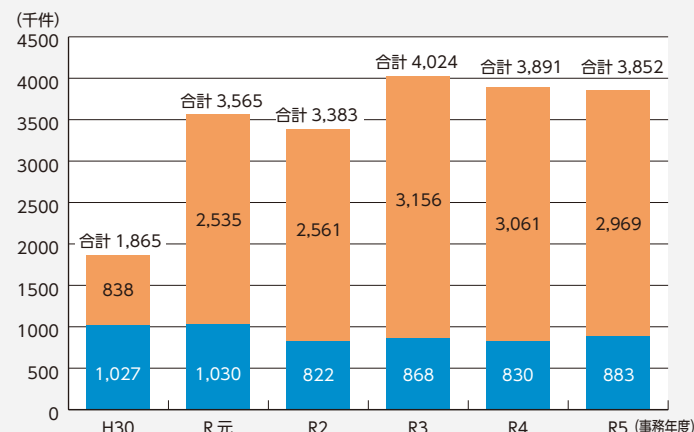
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額

年分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
提出件数(件)	73,427	72,633	72,248	72,215	75,005	74,772	78,801
財産総額(億円)	875,895	868,825	932,571	998,709	1,051,238	1,081,254	1,251,805

(二) 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和7(2025)年5月現在、87の租税条約等¹(156か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。
 橙色部分：CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数
 青色部分：要請に基づく情報交換、自発的情報交換及び法定調書情報の自動的情報交換件数

(ホ) 国際的な枠組みに基づく自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、我が国は、OECDが策定した「共通報告基準(CRS)」に基づき、諸外国の税務当局との間で非居住者の金融口座情報の交換を実施しています。国税庁では、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。



CRSコーナー

また、暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、令和4(2022)年7月、OECDにおいて、非居住者の暗号資産等取引情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として「暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)」が策定されました。

現在、60以上の国・地域が、令和9(2027)年又は令和10(2028)年までにCARFに基づく情報交換を開始することを表明しており、我が国も、令和8(2026)年1月から12月分の取引情報について、令和9(2027)年4月末までに国内に所在する暗号資産交換業者等から報告を受け、同年9月末までに初回の情報交換を行う予定です。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和4事務年度		令和5事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	18	1,794,550	19	1,934,804	13	402,294	14	403,696
北米・中南米	22	156,707	21	153,308	17	44,481	18	36,445
欧州・NIS諸国	42	294,474	42	308,300	40	78,060	40	66,389
中東・アフリカ	13	280,450	11	58,876	8	7,202	8	4,252
合 計	95	2,526,181	93	2,455,288	78	532,037	80	510,782

¹ ここでいう租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、法人役員が外国の銀行口座に多額の預金を保有している事実を把握し、その運用状況の解明によって、多額の投資所得の申告漏れに加え、預金の一部に関する親族への贈与の申告漏れが判明
- CRS情報により、法人役員が外国の金融口座に多額の資産を保有している事実を把握し、その運用状況の解明によって、親族から相続した財産の運用による多額の利益の申告漏れが判明
- 国内財産の滞納処分では全額納付に至らない滞納のある個人について、CRS情報から外国の銀行預金を保有している事実を把握し、外国税務当局に対して租税条約に基づく徴収共助を要請し、外国税務当局により当該銀行預金の差押えが行われ、送金を受けたことで滞納国税を徴収

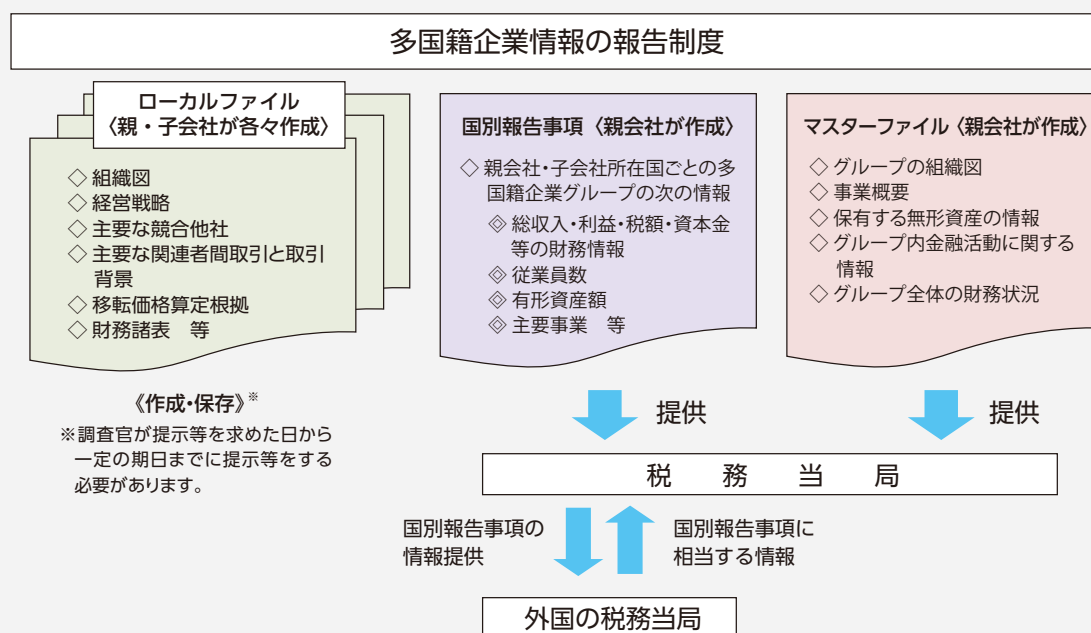
ㇿ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項（マスターファイル）及び③ローカルファイルを税務署に提供（又は作成・保存）することが一部の法人に義務付けられています¹。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和5（2023）事務年度において、58か国・地域の税務当局から2,315グループの情報を受ける一方、68か国・地域の税務当局に927グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされています。

□ 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に専門的に対応する部署を設置しています。また、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者については、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

ハ グローバルネットワークの強化

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁では、外国税務当局との連携の強化に努めています。

(イ) 国際的な枠組みへの参画

A 国際合意の形成と履行

多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、平成24(2012)年にOECDにおいてBEPSプロジェクトが立ち上げられ、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されました。国税庁では、最終報告書で勧告された15の行動計画の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「[BEPSプロジェクト](#)」をご覧ください。

B OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があるため、OECDにおいて「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。直近では、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する解決策として2つの柱(第1の柱：市場国に対する新たな課税権の配分[利益A]及び移転価格税制の適用の簡素化・合理化[利益B]、第2の柱：グローバル・ミニマム課税)が議論され、利益Bに係る合意内容がOECD移転価格ガイドラインに追加されたほか、第2の柱については各国がグローバル・ミニマム課税を導入する際のモデル・ルールや執行ガイダンスが合意・公表されています。我が国では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール(IIR :Income Inclusion Rule) (令和6(2024)年4月施行)、令和7年度税制改正において軽課税所得ルール(UTPR :Undertaxed Profits Rule) 及び国内ミニマム課税(QDMTT :Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) (いずれも令和8(2026)年4月施行)の法制化が行われました。

また、令和7(2025)年5月現在、171か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」では、租税条約等に基づく情報交換について、各国・地域の法制と執行の相互審査が行われています。

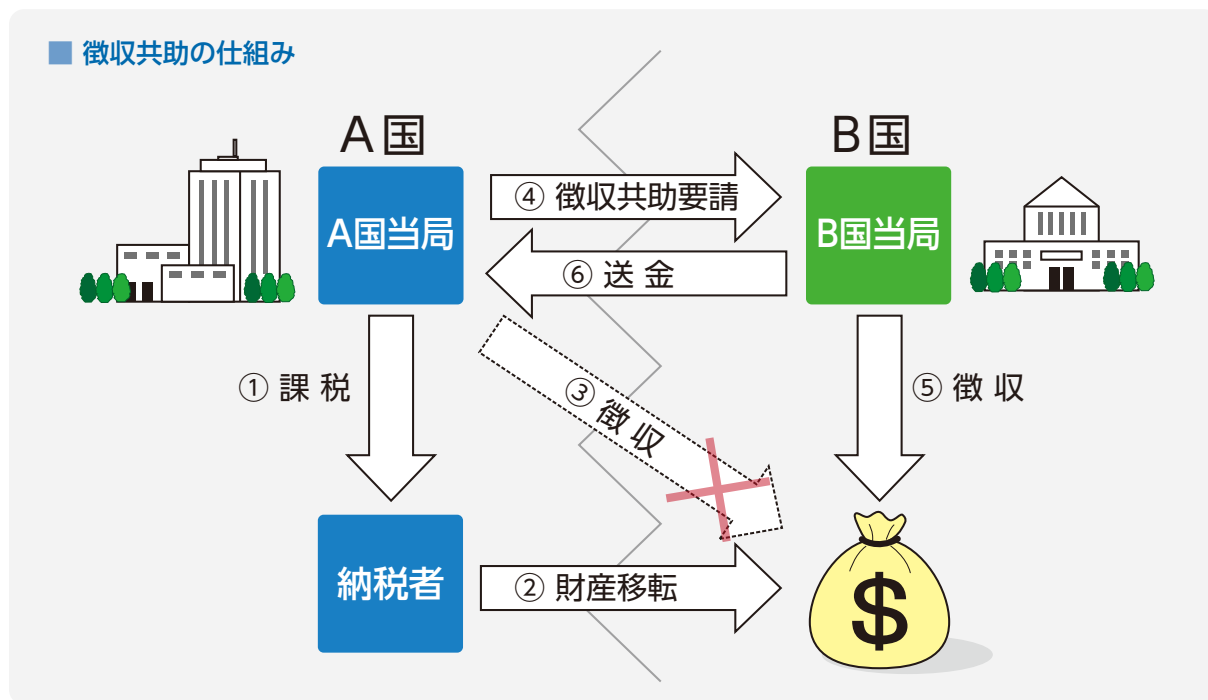
「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC :Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration) では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

国税庁では、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

（ロ）徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかける！～国際徴収への取組～」



海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。
是非ご覧ください。



【動画はこちら】

（ハ）相互協議の促進

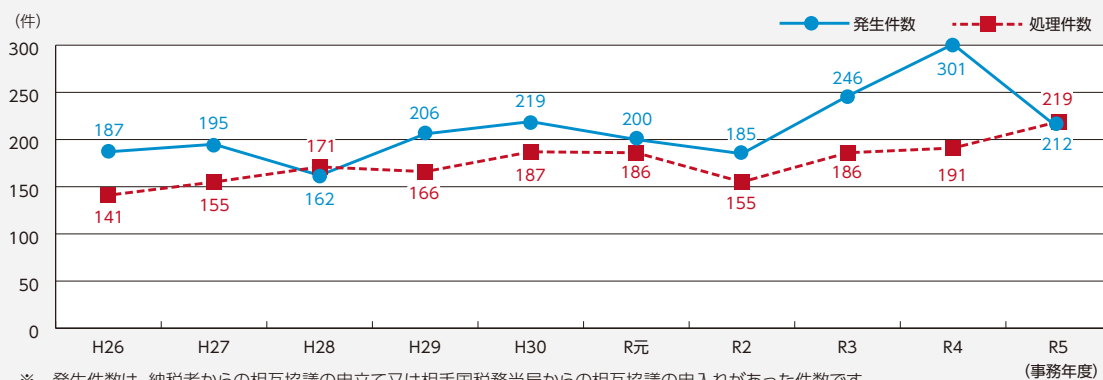
国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租

¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め145か国・地域において発効しています（令和7（2025）年6月1日現在）。

税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移

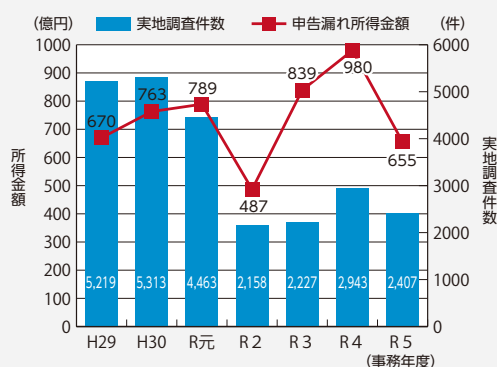


(2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

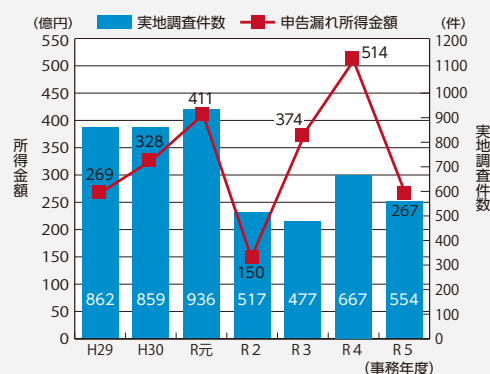
～ 資産隠しや租税回避行為への対処 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

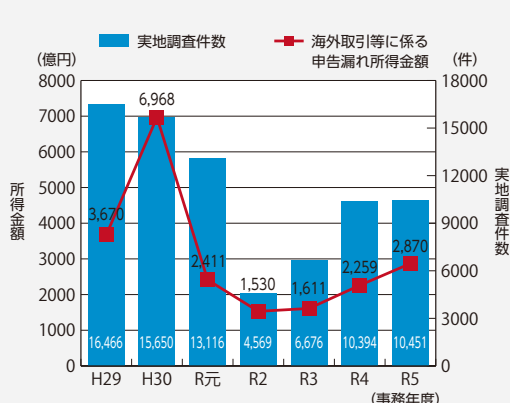
■ 富裕層に対する所得税調査実績



■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査実績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査実績



1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

2 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

3 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法などについて税務当局が確認を行うことです。

4 令和5（2023）事務年度の協議回数・日数は52回・162日でした。

◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 出資先の外国法人について、活動実態のないペーパーカンパニーである事実を把握し、外国子会社合算税制を適用
- 過大支払利子税制を適用し、関連者等に対する支払利子の一部を損金不算入

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。

また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

5 各国税務当局との協力

(1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力

国税庁では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和6（2024）年度は、フィリピン、ベトナム、ラオスに職員を派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和6（2024）年度は、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動しました。

2 国内での受入研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級があります。

(2) 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。

(3) 国際課税研修

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用して日本の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和6（2024）年度は、政策研究大学院大学、慶應義塾大学及び一橋大学の各大学院に在籍している留学生17名が参加しました。

■ 受入研修などの実施状況

(単位：国、人)

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
国際税務行政セミナー (ISTAX) (一般)	国数	—	14	3	8	11
	人数	—	14	3	8	12
国際税務行政セミナー (ISTAX) (上級)	国数	—	10	5	8	10
	人数	—	10	5	8	11
国別税務行政研修	国数	1	2	4	4	6
	人数	15	136	355	61	53
国際課税研修	国数	—	6	4	8	8
	人数	—	11	6	8	8
国税庁実務研修	国数	7	8	5	7	9
	人数	9	9	6	13	17

※ 令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、オンラインによる研修も含まれています。

(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和6(2024)年度末までにオンラインでの開催を含め、計17回開催しました。

(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟16か国・地域(令和7(2025)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和6(2024)年11月11日から13日には、第17回会合がギリシャで開催され、税務行政のDXやグローバル・ミニマム課税の実施と税の安定性の向上等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における18か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

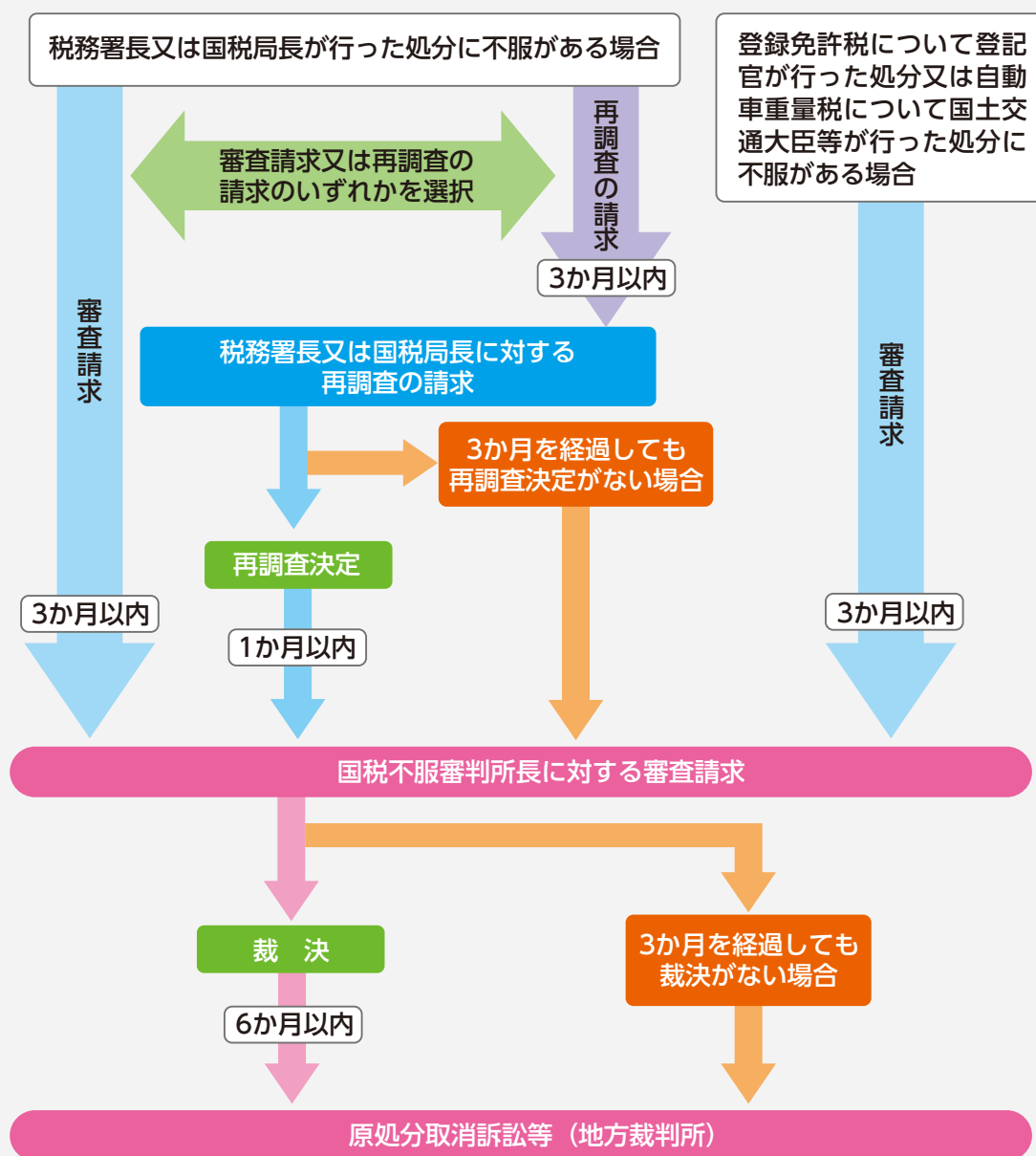
令和6(2024)年10月29日から31日には、第53回会合が韓国で開催され、紛争の防止及び解決の効果的なメカニズムや税務行政のデジタル化等について意見交換が行われました。

～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、その処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。

■ 国税に関する不服申立制度の概要



(1) 再調査の請求

～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、税務署長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しなどを求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。国税不服審判所では、公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができます。

裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、この内容を不服として訴訟を提起することはできません。また、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

(3) 訴訟

～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、税務署、国税局及び国税庁の事務その他税務一般に関する不平、不満や困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁では、このような納税者から寄せられた苦情などについて、納税者の視点に立って迅速かつ的確に対応し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するよう努めています。また、納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則 3 か月以内、審査請求は原則 1 年以内に処理 ～

イ 再調査の請求

- 目標 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を 3 か月と定め、原則 3 か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績 令和 6 (2024) 年度における再調査の請求の 3 か月以内の処理件数割合は 98.7% となっています。なお、同年度における再調査の請求処理件数は 1,752 件 (課税関係 1,632 件、徴収関係 120 件) で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は 5.2% です。

ロ 審査請求

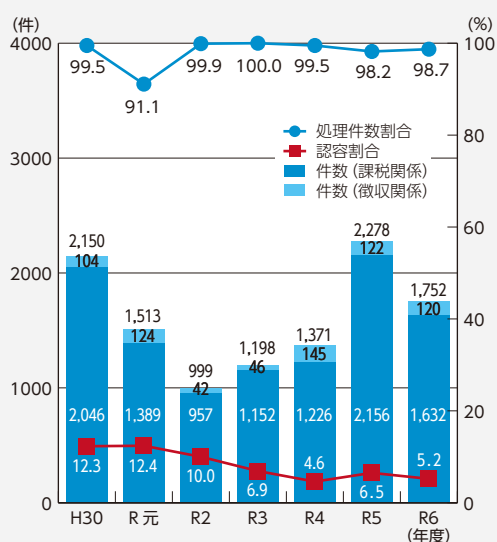
- 目標 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を 1 年と定め、原則 1 年以内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績 令和 6 (2024) 年度における審査請求の 1 年以内の処理件数割合は 99.4% となっています。なお、同年度における審査請求処理件数は 3,872 件 (課税関係 3,673 件、徴収関係 199 件) で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は 17.9% です。

ハ 訴訟

令和 6 (2024) 年度における終結件数は 168 件 (課税関係 142 件、徴収関係 18 件、審判所関係 8 件) であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は 4.8% です。

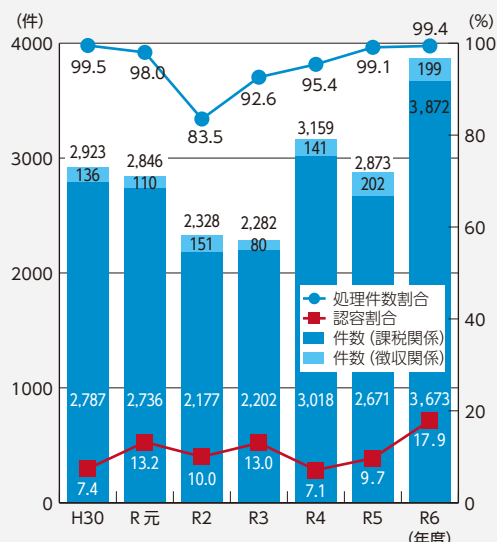
※ 再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁決事例などの情報を、[国税庁ホームページ](#)や[国税不服審判所ホームページ](#)などを通じて提供しています。

■ 再調査の請求の 3 か月以内の
処理件数割合と再調査の請求処理件数



- ※ 1 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案のほか、令和 2 (2020) 年度以降は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を 3 か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。
- ※ 2 税務署長等の処分が平成 28 (2016) 年 3 月 31 日以前に行われている場合は「異議申立て」に係るものです。

■ 審査請求の 1 年以内の処理件数割合と
審査請求処理件数



- ※ 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和 3 (2021) 年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。

～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であり、安定した税収が見込まれることから、国家財政において重要な役割を果たしています。

国税庁では、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。酒類業の活性化や輸出促進を図るため、国内外における認知度向上や海外における販路開拓等に取り組むなど、酒類業の振興に努めています（国税庁の取組等については、国税庁ホームページの「[酒のしおり](#)」を併せてご覧ください。）。



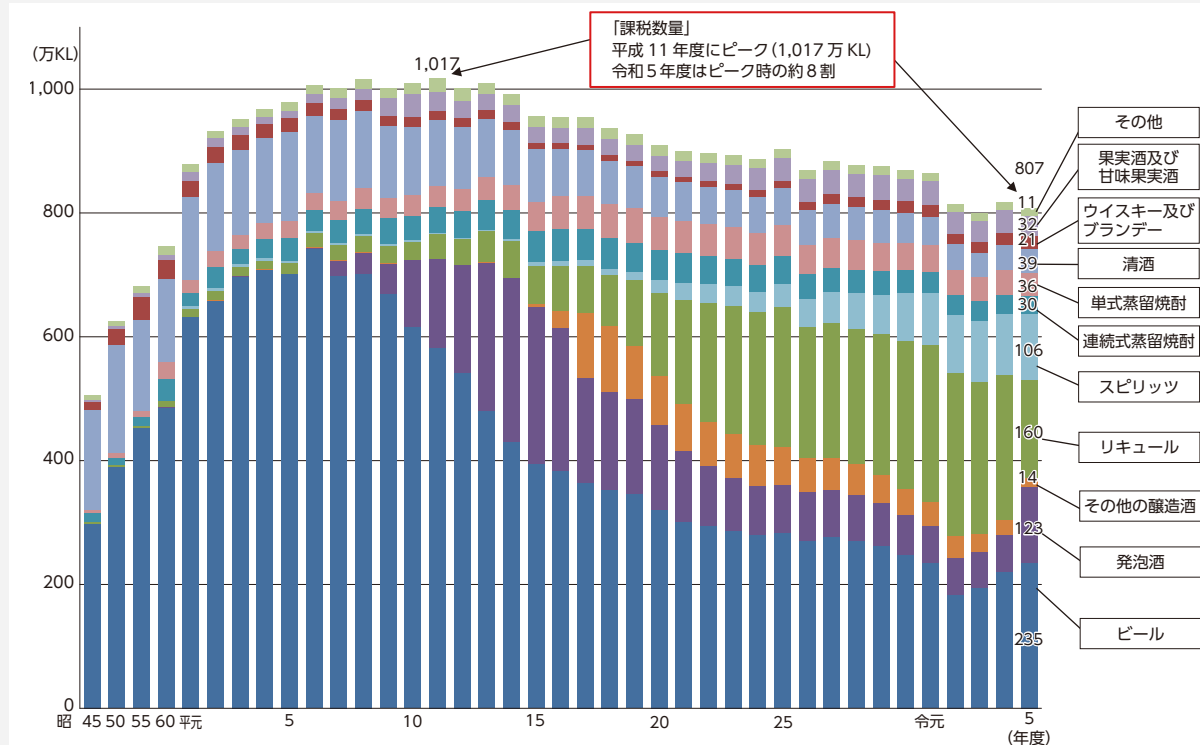
酒のしおり

1 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成 11 (1999) 年度をピークとして減少傾向にあります。

■ 課税数量の推移



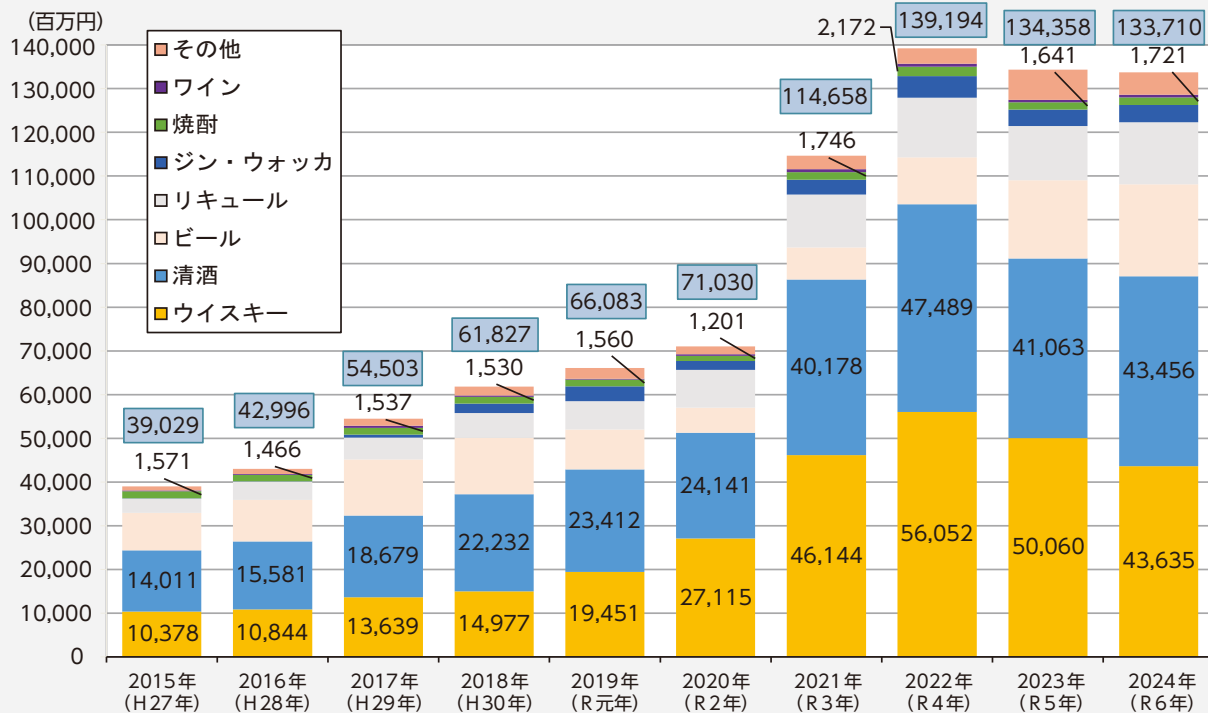
※ 昭和 60 年度以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。

(出典：国税庁統計年報)

(2) 日本産酒類の輸出の状況

令和6（2024）年の日本産酒類の輸出金額は、1,337億円（対前年0.5％減）となり、令和5（2023）年と概ね同水準で推移しました。

■ 最近の日本産酒類の輸出動向



（出典：財務省貿易統計（令和6（2024）年の数値については、令和7（2025）年3月13日時点の数値で作成））

2 国税庁の取組

～ 酒類業の振興 ～

国税庁では、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるよう取り組んでいます。

(1) 海外市場の開拓（輸出促進）

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7（2025）年5月改訂）において、酒類のうち、清酒（日本酒）、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目が輸出重点品目と位置づけられており、品目ごとのターゲット国、輸出目標等が定められています。この目標の達成に向け、これら重点3品目をはじめとした日本産酒類の販路開拓支援や認知度向上などに取り組んでいます。

イ 販路開拓支援

日本産酒類の更なる輸出促進を図るため、海外で開催される大規模展示会に出展し、ジャパンパビリオンにおいて国内酒類事業者による商品プロモーションや商談の場を提供しました。また、海外に

配置している酒類輸出コーディネーターを活用し、現地での商談会や日本産酒類のプロモーションセミナーを実施しました（酒類輸出コーディネーターについては、国税庁ホームページの「[酒類輸出コーディネーターの設置について](#)」を併せてご覧ください。）。



酒類輸出コーディネーター
の設置について

□ 認知度向上

ジャパン・ハウスにおける日本産酒類のプロモーションや、海外の酒類専門家の酒蔵への招へいを実施しました。

ハ 酒類事業者向け補助金

日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的として、酒類事業者による日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を、[酒類事業者向け補助金](#)により支援しています。

ニ ブランド価値向上のための地理的表示(GI)¹普及拡大

国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、GIの指定を行うとともに、その普及拡大に取り組んでいます（最新の指定状況は、国税庁ホームページの「[酒類の地理的表示一覧](#)」をご覧ください）。パンフレット作成のほか、セミナー等のイベントを開催しています。



酒類の地理的表示一覧

ホ 輸出促進法に基づく品目団体²の認定

輸出促進法に基づき、清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛の「品目団体」として、令和4（2022）年12月に日本酒造組合中央会を認定しました。

へ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

日本の酒類事業者の更なる輸出環境整備のため、国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、GIの相互保護、有機酒類の同等性承認に向けた協議を行っています。

なお、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制については、引き続き撤廃を求めています。

さらに、海外の国・地域が導入を検討している規制案については、日本産酒類の輸出に際しての新たな障害とならないように対応しています。

(2) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知広報に関する取組

令和6（2024）年12月、日本の「伝統的酒造り」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。

国税庁では、日本の「伝統的酒造り」に関わる歴史や文化の豊かさを、国内外の多くの方に知っていただけるよう、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、国内外

1 地理的表示(GI:Geographical Indication)制度は、酒類や農産品等について、ある特定の産地ならではの特性(品質、社会的評価等)が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名(地域ブランド名)を独占的に名乗ることができる制度です。

2 農林水産物・食品の輸出促進に関する法律に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請により、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定します。「品目団体」は農林水産物・食品輸出促進団体の通称です。

におけるシンポジウムの開催やPR素材(ポスター、動画等)の作成など、様々な周知広報に取り組んでいます。

※ 周知広報に関する取組やPR素材(ポスター、動画等)については、国税庁ホームページの「ユネスコ無形文化遺産『伝統的酒造り』について」をご覧ください。



「伝統的酒造り」について

コラム 5

ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」(令和6年(2024)12月登録)

令和6(2024)年12月、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

「伝統的酒造り」とは、伝統的なこうじ菌を用いて、近代科学が成立・普及する以前の時代から、杜氏・蔵人等が経験に基づき築き上げてきた酒造り技術であり、日本各地の自然の特徴や気候風土を反映する形で発展を遂げ、日本酒、焼酎、泡盛、みりんなど様々な種類の酒が生み出されました。「伝統的酒造り」のわざで造られる酒は、今日の日本の社会的習慣、儀式、祭礼行事にも深く根差したものであり、幅広い日本の文化の中で不可欠な役割を果たしています。



(3) 技術支援

イ 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室(沖縄国税事務所主任鑑定官を含みます。)を設置しており、酒類製造者からの技術的相談への対応、鑑評会や研究会等の開催、酒造組合の講習会等への職員派遣などを通じ、酒類総合研究所¹の研究成果や、先端技術などの普及を推進しています。

ロ 酒類の品質及び安全性に関する支援

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善などに関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供などにより安全性を確認しています。

ハ 酒類総合研究所の取組

酒類総合研究所は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの「第5期中期目標期間」において、①酒類業の振興のための取組、②酒税法等の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組として、日本産酒類のブランド価値向上や酒類製造の技術基盤の強化等のための研究、酒類醸造講習等の酒類業界の人材育成及びアウトリーチ活動等の各種業務を積極的に実施しています。

(4) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中

¹ 酒類総合研究所は、日本で唯一の酒類に関する国の研究機関であり、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行うとともに、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施しています。

央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援しています。また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策（相談窓口、補助金、税制、融資等）について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

(5) 酒類の公正な取引環境の整備

国税庁では、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、平成29(2017)年6月に「[酒類の公正な取引に関する基準](#)¹」（以下「基準」といいます。）を制定（令和4(2022)年3月改正）し、基準の周知・啓発に取り組んできました。

また、令和5(2023)年7月からは、基準の一層の周知・啓発や、自社の価格設定等が基準等に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を開始したほか、引き続き、酒類の取引状況等実態調査を実施し、基準に即していない取引が認められた場合には指示を行うなど、公正取引委員会とも連携しながら公正取引の確保に取り組んでいます。

(6) 社会的要請への対応

イ アルコール健康障害対策

アルコール健康障害対策基本法（平成26(2014)年6月施行）に基づき策定された第2期の「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月）や、令和6(2024)年2月に厚生労働省が発表した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」などを踏まえ、関係省庁、業界団体とも連携・協力しながら、アルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進しています。

ロ 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

ハ 資源リサイクル等の推進

ビール業界では「地球温暖化対策計画」（令和3(2021)年10月閣議決定）に基づき策定した「低炭素社会実行計画（カーボンニュートラル行動計画）」に取り組んでおり、国税審議会酒類分科会において、これらの取組を評価・検証しています。

¹ 酒類に関する公正な取引につき、全ての酒類業者（製造・卸・小売）が遵守しなければならない必要な基準であり、①酒類を正当な理由なく継続して総販売原価を下回る価格で販売し、かつ、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならないこととされています。
なお、公正な取引の基準については、おおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときは、これを改正するものとされています。

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

令和7(2025)年3月末現在で、全国で81,696人の税理士が登録を受け、また、5,146社の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）は、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています¹。また、税理士等に対しては、脱税相談やその信用又は品位を害する行為の禁止などの義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等のサポートを受け、適正に申告・納税することができ、また、帳簿の作成や決算などの会計業務についても依頼等するケースが多く、税理士等は税務申告や、その基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであるため、国税庁では、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。具体的には、次の(1)や(2)などがあります。

(1) 税理士の業務のデジタル化

～ 納税者利便の向上や税理士業務の改善進歩 ～

経済社会のデジタル化が進展する中、税理士は、税理士の業務のデジタル化を推進し、納税者の利便性の向上やその業務の改善進歩に努めることが求められています。

そのため、税理士会等では、e-Tax・キャッシュレス納付の利用のほか、納税者とのやり取りや記帳業務、税理士事務所内の業務管理等のデジタル化の推進に取り組んでいます。国税庁でも、e-Taxに関する税理士会等との定期的な意見交換のほか、税理士会が開催するデジタルフォーラムでの講演などを行っており、これらの取組を通じて、税理士の業務のデジタル化や事業者のデジタル化に向けた連携協調を図っています。

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人も税理士業務を行うことができます。

(2) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面(以下「添付書面」といいます。)を税理士等が申告書に添付することができるというものです。

添付書面が添付されている申告書を提出した納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないこととされています。

国税庁では、添付書面について、その記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、本制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士法違反行為等に関する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等に対して懲戒処分等した上で公表しています。税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しても告発を行うなど厳正に対処しています。

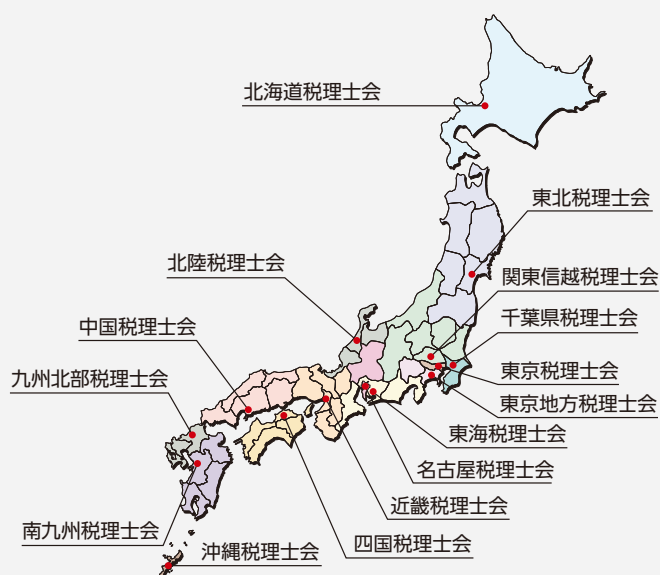
■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	22件	21件	13件	38件	64件

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、**日本税理士会連合会**は、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会や税理士等に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。



(1) 実績評価の目的

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民各層・納税者の方々への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった税務行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることです。国税庁の実績評価については、毎年、「[実績評価実施計画](#)」(以下「実施計画」といいます。)及び「[実績評価書](#)」を作成・公表しています。



財務省ホームページ
国税庁実績評価実施計画
事前分析表及び実績評価書

(2) 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)としています。

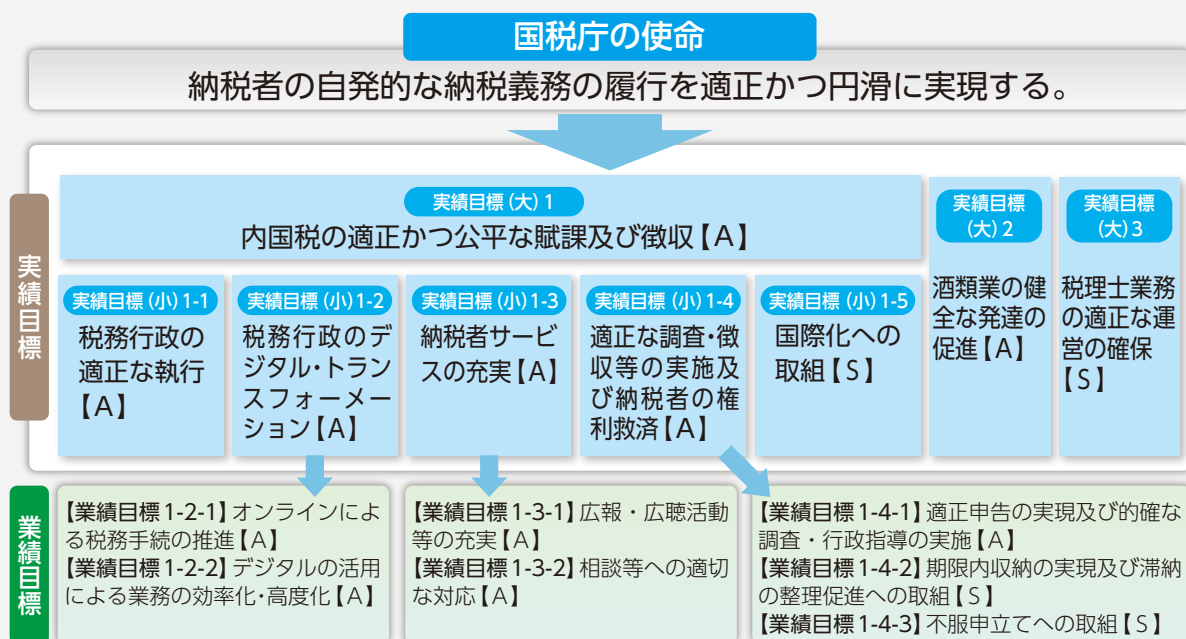
令和5(2023)事務年度の実施計画においては、実績目標(大)1について、5つの実績目標(小)と7つの業績目標を設定しています。

(3) 実績目標等の評価方法・評価結果

実績目標等には、その目標を達成するための手段を「施策」として設定しています。令和5(2023)事務年度の各施策には、その内容に応じて実施状況を評定するための定量的な測定指標(39)と定性的な測定指標(40)を組み合わせ設定し、これらの達成度の判定に基づいて「施策」の評定を行いました。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る「施策」の評定を総合して行います。令和5(2023)事務年度の評価結果は、下図の各目標の【 】に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、PDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

※ 上記の測定指標の()の数値は、令和5(2023)事務年度の指標数を表しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 (令和5(2023)事務年度)



※ 各目標の達成度は、次の5段階の評語により評価をしています。

【S+】: 目標超過達成 【S】: 目標達成 【A】: 相当程度進展あり 【B】: 進展が大きくない 【C】: 目標に向かっていない

財務省政策評価懇談会

実績評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、外部有識者の方々からなる「[財務省政策評価懇談会](#)」を開催し、ご意見をいただいています。

令和5(2023)事務年度の実績評価については、

- ・「今回の評価結果並びに評定の理由については、いずれも理解と納得ができるものばかりであり、特段の異論はない。」
- ・「納税や申告はとても重要な活動のため、それがデジタル化されることで、社会全体のデジタル化にとっても大きな推進力になるのではないか。」
- ・「e-Taxも含めて徴税業務が行政サービスのデジタル化の先頭を走っているということになれば、非常にシンボリックなものになると思うので、これからも是非、取組を加速していただきたい。」

などのご意見をいただきました。



財務省ホームページ
財務省政策評価懇談会

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。
「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。
また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。
表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していない場合があります。

租税収入・予算

【令和5(2023)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目		補正後予算額	決算額 (総計に占める割合)
一般会計分		百万円	百万円
	源泉所得税	17,420,000	18,001,522 (23.3)
	申告所得税	3,875,000	4,051,435 (5.2)
	法人税	14,662,000	15,860,616 (20.5)
	相続税	3,142,000	3,566,322 (4.6)
	消費税	22,992,000	23,092,258 (29.8)
	酒税	1,180,000	1,181,390 (1.5)
	たばこ税	935,000	959,097 (1.2)
	揮発油税	2,100,000	2,065,577 (2.7)
	石油ガス税	5,000	4,451 (0.0)
	航空機燃料税	34,000	32,269 (0.0)
	石油石炭税	647,000	596,588 (0.8)
	電源開発促進税	324,000	307,501 (0.4)
	自動車重量税	378,000	385,283 (0.5)
	国際観光旅客税	20,000	39,945 (0.1)
	関税	911,000	910,301 (1.2)
	とん税	10,000	9,177 (0.0)
	その他	—	9 (0.0)
	印紙収入	976,000	1,012,407 (1.3)
	小 計	69,611,000	72,076,147 (93.1)
地方	地方法人税	1,902,100	2,013,514 (2.6)
	地方揮発油税	224,700	221,008 (0.3)
	石油ガス税(譲与分)	5,000	4,451 (0.0)
	航空機燃料税(譲与分)	15,200	14,342 (0.0)
	自動車重量税(譲与分)	286,400	291,840 (0.4)
	特別とん税	12,500	11,472 (0.0)
	特別法人事業税	2,111,700	2,171,416 (2.8)
	たばこ特別税	112,800	116,101 (0.2)
	復興特別所得税	447,200	461,492 (0.6)
	その他	—	5,420 (0.0)
	総 計	74,728,600	77,387,203

【令和7(2025)年度国税庁関係当初予算額】

項 目		予算額
一 般 経 費	納税者利便向上経費※ ¹	百万円 2,810
	国際化対策経費	1,114
	庁局署一般経費※ ²	59,904
	職場環境整備・安全対策経費※ ³	7,395
	税制改正関係経費	3,003
	税務大学校経費	1,894
	国税不服審判所経費	161
	酒類総合研究所経費	963
	酒類業振興事業経費	2,151
	小 計	79,395
人 件 費		556,565
国税庁関係予算合計		635,960

- ※1 「納税者利便向上経費」には、電話相談センター運用経費などが含まれています。
- ※2 「庁局署一般経費」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。
- ※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。
- ※4 上記のほか、政府情報システム関連予算がデジタル庁に一括計上されています。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(令和6(2024)年分)

総人口		万人
就業者数		12,334
確定申告者数		6,781
還付申告		2,339
納税申告		1,353
所得者別内訳	事業所得者	517
	その他所得者	118
	不動産所得者	399
	給与所得者	81
	雑所得者	239
	上記以外	42
		38

【相続税の課税状況】

(令和5(2023)年分)

死亡者の数	1,576,016人
課税対象となった被相続人の数	155,740人
納税者数(相続人の数)	391,937人
課税価格	216,830億円
税 額	30,104億円

【贈与税の課税状況】

(令和5(2023)年分)

課税人員	435,418人
取得財産価額	25,313億円
税 額	2,839億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(令和5(2023)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
	千件	億円
給与所得	3,568	130,002
退職所得	—	3,088
利子所得等	32	4,406
配当所得	149	45,062
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	11	8,266
報酬料金等所得	2,871	12,452
非居住者等所得	38	10,074
合 計	—	213,351

※ 1 源泉徴収義務者数は、令和6(2024)年6月末現在の計数です。

※ 2 税額には復興特別所得税が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(令和5(2023)年度)

法人数	3,401千法人
申告件数	3,176千件
申告割合	91.4%
黒字申告割合	36.0%
申告所得金額	982,781億円
申告欠損金額	155,926億円
申告税額	173,924億円

※ 法人数は、令和6(2024)年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(令和5(2023)年度)

区 分	納 付	還 付
申告件数		
個人	1,940千件	88千件
法人	2,012千件	199千件
合 計	3,953千件	287千件
税 額	217,397億円	72,654億円

【酒類の生産状況・課税状況】

(令和5(2023)年度)

区 分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清酒	326	38,291
合成清酒	19	1,856
連続式蒸留焼酎	284	64,001
単式蒸留焼酎	355	85,862
みりん	83	1,845
ビール	2,430	438,493
果実酒	87	9,657
甘味果実酒	10	874
ウイスキー	157	56,604
ブランデー	3	1,228
発泡酒	1,049	162,604
原料用アルコール・スピリッツ	816	86,754
リキュール	1,539	153,664
その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	133	14,482
合 計	7,291	1,116,215

調 査 状 況

【申告所得税の実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額	追徴税額
		1件当たり	1件当たり
千件	千件	万円	万円
48	40	5,516	1,160
		億円	億円
			224

【源泉所得税の実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

件 数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
69	22	375

※ 税額には復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

区 分	件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額	追徴 税額
			1件当たり	
	千件	千件	万円	万円
法人全体	59	45	9,741	1,660
			億円	億円
調査課 所管法人	2	1	4,536	26,842
				797

【消費税の実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

区 分	件 数	申告漏れの あった件数	追徴税額
			1件当たり
	千件	千件	万円
個人	27	22	359
			135
法人	57	34	1,095
			192

【相続税の実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格	追徴税額
		1件当たり	1件当たり
千件	千件	万円	万円
9	7	2,745	3,208
		億円	億円
			735
			859

【法定資料収集枚数】

(令和5(2023)事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	26,346
利子等の支払調書	12,143
配当等の支払調書	58,476
その他	439,189
合 計	536,155

国際課税

【海外取引法人等に係る実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

海外取引法人等調査件数	10,451件
海外取引等に係る申告漏れ件数	2,437件
うち海外不正計算のあった件数	257件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,870億円
うち海外不正所得金額	123億円

【移転価格税制に係る実地調査状況】

(令和5(2023)事務年度)

申告漏れ件数	125件
申告漏れ所得金額	512億円

【移転価格税制に係る事前確認の申出及び処理状況】

(令和5(2023)事務年度)

申出件数	155件
処理件数	139件

滞納状況

【主要税目別の租税滞納状況】

(令和5(2023)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
所得税	億円 3,659	億円 2,051	億円 1,895	億円 3,815
うち 源泉所得税	1,127	381	375	1,134
うち 申告所得税	2,532	1,669	1,520	2,681
法人税	1,267	1,001	1,035	1,233
相続税	527	464	432	560
消費税	外 923 3,409	外 1,235 4,383	外 1,182 4,212	外 976 3,580
その他税目	86	99	97	88
合 計	外 923 8,949	外 1,235 7,997	外 1,182 7,670	外 976 9,276

※ 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

査察

【査察調査の状況】

(令和6(2024)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件当たり		1件当たり	
件 151	件 150	件 98	億円 113	百万円 75	億円 82	百万円 84

【告発事件の税目別状況】

(令和6(2024)年度)

税 目	件 数	脱税額(総額)	
		1件当たり	
所得税	16	百万円 1,800	百万円 113
法人税	48	4,241	88
相続税	2	624	312
消費税	29	1,388	48
源泉所得税	3	177	59
合 計	98	8,230	84

権利救済

【再調査の請求の状況】

(令和5(2023)年度)

区 分	再調査の 請求件数	新規申立件数	処理済件数①	請求認容件数②			
				全 部	一 部	割合②／①	
課税関係	件 2,755	件 2,350	件 2,156	件 149	件 9	件 140	% 6.9
徴収関係	160	144	122	—	—	—	—
合 計	2,915	2,494	2,278	149	9	140	6.5

※ 1 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※ 2 件数には「異議申立て」の件数が含まれます。

【審査請求の状況】

(令和5(2023)年度)

区 分	審査請求件数	新規請求件数	処理済件数①	請求認容件数②			
				全 部	一 部	割合②／①	
課税関係	5,890件	3,703件	2,671件	276件	137件	139件	10.3%
徴収関係	323	214	202	3	3	－	1.5
合 計	6,213	3,917	2,873	279	140	139	9.7

【訴訟事件の状況】

(令和5(2023)年度)

区 分	訴訟件数	第一審提起件数	終結件数①	敗訴件数②			
				全 部	一 部	割合②／①	
課税関係	件 322	件 94	件 149	件 13	件 5	件 8	% 8.7
徴収関係	31	5	19	—	—	—	—
審判所関係	8	6	4	—	—	—	—
合 計	361	105	172	13	5	8	7.6

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税 務 相 談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕

(令和6(2024)年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
1	所得税	申告義務・手続等	千件 681
2	所得税	年末調整	281
3	所得税	住宅借入金等特別控除	223
4	所得税	医療費控除	201
5	所得税	作成コーナー操作方法等(申告書)	161

【電話相談センターの税目別相談件数】

(令和6(2024)年度)

税 目	件 数
所得税	千件 2,597
法人税	208
資産税	986
消費税等	313
その他	1,704

〔タックスアンサー〕

(令和6(2024)年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
1	所得税	所得税の税率	千件 4,311
2	印紙税	印紙税額の一覧表(その1)第1号文書 から第4号文書まで	3,439
3	所得税	給与所得控除	2,598
4	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,517
5	所得税	扶養控除	2,013

国税庁レポート 2025

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2025年6月発行

編集・発行 国税庁

(法人番号 7000012050002)

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページ

国税に関する各種情報を掲載しています。
<https://www.nta.go.jp>



e-Tax ホームページ

国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続は
e-Taxが便利です。
<https://www.e-tax.nta.go.jp>



国税庁公式アカウント

国税に関する様々な情報を配信しています。ぜひ、登録してご利用ください。



YouTube
「国税庁動画チャンネル」



X (旧Twitter)



LINE



友だち追加は
こちらから！



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。